

## 北海道 南幌町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### ○議会基本条例の制定

南幌町議会では、議員・委員会提案による条例制定権を積極的に行使しており、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため、令和2年第3回議会定例会において、「南幌町議会基本条例」を可決・制定し、同年10月1日から施行した。

本条例では、町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、二元代表制の一翼である議会は、行政の監視機関、意思決定機関及び立法機関としての責任と役割を果たすことが使命である。その使命を達成するために議会及び議員の活動原則を定め、最良の意思決定を行うことにより町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めることを明記した。あわせて、情報の公開、政策活動等への多様な町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、まちづくりを推進するものである。

#### (1) 議員の政治倫理

議会改革の取組として、平成25年6月に南幌町議会政治倫理条例を施行し、毎年度、議員の町税等の納付状況を議会だより及び町ホームページで公開している。

#### (2) 町長等と議会及び議員の関係

議会及び議員は一般質問において一問一答方式を実施することにより論点・争点を明確にして町民にわかりやすい質問となるよう努めている。また、町長その他の執行機関の長並びに副町長及び教育長は議員の質疑及び質問に対して許可を得て反問することできる旨を規定した。

#### (3) 自由討議による合意形成

本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める旨を規定しており、令和6年5月から議会全員協議会において自由討議の試行を開始した。自由討議を行うことで、合意形成過程においてより深い議論をすることで、その後の本会議での採決や一般質問へつなげるとともに町民に対する説明責任を果たすものである。

#### (4) 開かれた活動的な議会の推進

南幌町議会では、令和6年9月から、南幌町議会まちづくり特別委員会で検討を重ね、町民に身近な信頼される議会を築くため、町民に開かれた議会をめざして、南幌町議会マニフェスト（公約）を制定し、令和9年4月の任期までに取り組むべき重点項目を公表している。マニフェスト（公約）を制定することにより、任期中に行うべき重点項目を明確にし、議会活動及び議員活動の充実に寄与することが期待できる。

##### 【南幌町議会マニフェスト（公約）】

改革項目	重点項目
議会の見える化	○各委員会活動の透明化 ○会議に係る審議と結果に至る経過の見える化
身近な議会活動	○議会報告懇談会開催内容の充実 ○懇談会開催の工夫 ○主権者教育の推進 ○議会評価提言者の活用
情報発信の拡充	○議会ホームページの充実 ○町民にわかりやすい情報発信の取組 ○議会 YouTube のあり方

##### 【具体的な取組として】

- ① 各常任委員会の傍聴公開
- ② 各常任委員会の議事録公開
- ③ 町内全地域での懇談会開催と小規模懇談会の実施
- ④ 「議員としゃべり場」開催内容の工夫
- ⑤ 小中学生を対象とした出前講座及び子ども議会の実施
- ⑥ 議会ホームページの改訂
- ⑦ 議会だよりの充実（読ませるから見せる広報へ）
- ⑧ YouTube 配信による議会会議中継

#### (5) 提言者の協力

議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動するため、令和3年4月に南幌町議会評

価提言者設置要綱を施行、提言者の公募を行い10名の提言者に委嘱状を交付し、評価提言者会議を開催した。現在は3期目となる8名の評価提言者により議会改革及び活性化の意見・提案を寄せていただいている。また、2年任期としているが、南幌町議会基本条例の条項の規定に基づいた評価項目により評価シートを作成し、議会評価をいただいている。評価提言者が本会議や常任委員会等を傍聴することで、会議での緊張感も増し、より良い活発な議論につながっている。

#### (6) 議会図書室の設置、公開

令和3年4月から、議会事務局内に議会図書室を移動し議員のみならず、町民、町職員の利用に供し、調査研究のため政務活動費を活用して購入された図書は、利用後図書室に配架するなど図書の充実に努めている。

#### (7) 議員定数及び議員報酬

令和7年5月から、南幌町議会まちづくり特別委員会において、議員定数及び議員報酬の適正なあり方について検討を開始した。今後、議員活動量の調査を実施し、基礎データの収集、把握を行い、報告書としてまとめた後、南幌町特別職報酬等審議会へ報告される予定である。

#### (8) 危機管理

令和3年2月に南幌町議会感染症対応マニュアル、令和4年12月に南幌町議会大規模災害時対応マニュアルを策定した。

南幌町議会感染症対応マニュアルにおいては、感染症の拡大を防ぐための予防対策を講じるとともに、議員又はその家族が感染症に感染した場合に適切な対応を行い、感染症の拡大防止や迅速かつ円滑な議会運営が図られることを目的に策定された。

南幌町議会大規模災害時対応マニュアルにおいては、南幌町災害対策本部が設置された場合の議会及び南幌町議会議員の迅速かつ適切な対応と災害支援活動を定めている。SNSを活用し、自身及び家族の安否、住居及び周辺の状況、議会へ参集することへの可否について議長（議会事務局）へ報告することとしている。また、議員はむやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所にとどまり、地域で把握した情報を議長へ報告し、議長はその情報を災害対策本部へ提供する旨を規定している。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

### ○議会の見える化

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会、議会まちづくり特別委員会、議会広報特別委員会の傍聴・公開及び会議録を公開している。また、令和7年5月から、町ホームページにおいて各常任委員会及び各特別委員会の会議結果概要録を掲載し公開している。

### ○身近な議会活動

#### (1) 議会報告懇談会の開催

日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、毎年11月及び2月に議会報告懇談会を実施し、町の施策や各常任委員会及び各特別委員会で協議検討されている事項について、町民へ報告している。町民から出された意見については、該当する各常任委員会及び各特別委員会において協議検討され町側へ提議している。

#### (2) 議員としゃべり場の開催

町民が日頃の議会活動の理解を深め、より議員を身近に知ってもらうこと、町民と対話することで議員一人ひとりの資質向上に寄与することを目的に、議会報告懇談会よりも気軽に懇談できる場所として、令和6年10月より「議員としゃべり場」を開催している。年齢性別を問わず町民の方が議員と対話できる場として定着し始め、令和6年は10月に2回、12月に2回、令和7年は3月に2回、6月以降は偶数月に開催することとし、8月に1回、10月、12月、2月に開催を予定している。

#### (3) 議会懇談会の開催

町民からの申し出により、町内の5名以上のグループ、団体においてテーマを定め、テーマに沿って懇談を実施し、開催結果については、議会だよりや町ホームページにおいて公開することとしている。本年においては、町内会の老人会や元議員会との懇談を実施した。

#### (4) 議会だよりと議会ホームページの充実

本年3月に議会マニフェストを制定し、議会だよりを読ませるから見せる広報へ取り組むべく、段階的に構成の見直しを行い、議会だよりの構成を見直している。引き続き見やす

さを追い求め創意工夫を継続する。

#### (5) 本会議の開催案内

本会議の開催案内について、告示日に議会ホームページへ掲載、また町内の商業施設や公共施設にポスターを掲示し、議事日程、一般質問の内容、審議案件及び議案等を確認できるようにしている。

議会ホームページでは、本会議の議案、会議結果、会議録（全文、一般質問部分）について掲載しており、各委員会の会議結果概要録を掲載するなど、議会活動情報を住民に伝える工夫をしている。

また、議会本会議の様子を録画しており、令和4年3月より本会議の映像や、一般質問は議員ごとにYouTubeで公開することで、迅速に議会の様子を視聴ができるよう工夫を行っている。

なお、インターネット環境がない住民には南幌町議会録画中継の配信に関する要綱を令和4年2月に施行し、それに基づいてDVDの貸し出しをしている。

#### (6) 議場傍聴席等の改修

令和2年度の南幌町役場庁舎改修に伴い、高齢者や障がいのある方の議会傍聴に配慮するため、庁舎内にエレベーターの設置、議場の傍聴者席に車椅子用の昇降機を設置し、傍聴者の環境整備を行っている。

今後、役場庁舎1階においても来庁者が3階議場まで足を運ばなくても議会本会議が見れるようモニターの設置について検討している。

#### (7) 町民アンケートの実施

令和6年11月と令和7年8月に、今後の議会運営の参考とするため町民アンケートを実施した。令和6年11月に実施したアンケートは、議会だよりへ折り込みし3,400世帯へ配布、期間は11月1日からの30日間で、アンケート用紙のみの回答とし111件の回答、3.3%の回答率であった。アンケート結果については、各公共施設への掲示や町ホームページ、議会だよりで公表した。

令和7年8月に実施したアンケートは、期間は8月15日から8月31日までの17日間で102件の回答を得た。今後内容を整理し、令和6年と同様の方法で公表する予定である。

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

#### ○議会デジタル化の取組

令和7年4月から、南幌町議会まちづくり特別委員会において、若年層が議会へ参画しやすい環境を整備するため、会議のペーパーレス化及びオンライン会議等、会議のあり方について検討している。試行的に5月から各常任委員会及び各特別委員会において、ノートパソコンの持ち込みによりペーパーレス化を図っている。決算審査特別委員会では各会計決算書及び決算資料のデータを議員へ配布し、データと紙での併用により委員会を開催した。

また、各常任委員会及び各特別委員会において、オンラインで会議が可能となるよう関係条例、規則等の調査研究を行い、関係規定の整備を検討している。

#### ○主権者教育の実施

令和7年3月に制定した南幌町議会マニフェスト(公約)に主権者教育の推進を明記し、具体的な取組として小中学生を対象とした出前講座及び子ども議会の実施を掲げている。

現在、南幌小学校の6年生を対象とした議場見学会を開催すべく、学校長及び担当教諭と協議を重ね、本年11月には小学6年生を対象とした議場見学会を実施する予定であり、実施後の事業評価により、今後は中学生を対象とした子ども議会の検討を予定している。

#### ○南幌町議会ハラスメント防止条例の制定

南幌町議会運営委員会及び南幌町議会まちづくり特別委員会において検討を重ね、議員による議員の地位を利用した町職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止し、根絶するため、令和7年第2回議会定例会において本条例を制定した。条例に規定しているハラスメント防止研修を全議員出席のもと、同年9月に開催しハラスメントに関する知識の向上に努めている。

## 長野県 飯島町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

平成24年12月に「飯島町議会基本条例」を制定。毎月開催の定例全員協議会のほか、随時開催の各常任委員会や議員研修を通じ、議員の政策形成能力の向上を図り監視機能強化に努めている。

#### 1 他議会協議会との合同研修会の開催

例年、伊南4市町村で構成する伊南市町村議会連絡協議会、上下伊那の郡境に位置する4町村で構成する中部伊那町村議会協議会で研修会を開催し議員間の意見交換、情報共有等を行っている。そのうち中部伊那町村議会協議会にあつては各議会では抱えている課題を互いに出し合い、他議会の意見を取り入れながら県知事に課題改善を求める提言を行っている。

#### 2 議員の資質向上

各常任委員会でテーマを決め先進自治体や先進団体への視察を実施。見聞を広めた先進事例は議員間で情報共有し、政策提言に生かせるように努めている。

#### 3 所管課等との懇談

所管課と議会会期中に限らず懇談の機会を持ち、年度毎の重点事項や課題解決の取り組みについて聴取、監視を行っている。また、商工会や民生委員とのいった外部組織との懇談を通じ、課題点を洗い出し政策提言をするよう努めている。

#### 4 オンラインによる委員会の開催

新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた令和2年2月頃から各種イベントや対面での会議等の機会が減少していた。

このような状況下、情報通信技術の発達により在宅によるリモートワークやオンライン会議へ移行しつつあったことから、令和3年12月定例会において議員発議によりコロナ禍による密を避けた委員会、大規模災害により参集不可の状況下でもオンラインによる委員会を可能とするため議会委員会条例を改正した。

## (事績2) 住民に開かれた議会

### 1 議会だよりの発行

年4回発行し、町広報とあわせて配布。議員自らが編集し、定例会翌月発行と早期創刊。一般質問は1人1ページ、文書量は各議員に一任し、余白がある場合は、写真や動画、委員会活動の紹介欄としている。

訴求力を高めるため、令和7年度より表紙にキャッチコピーを入れることとした。

誌面表紙にQRコードを掲載し、議会のFacebookやInstagramへのアクセスを可能としている。

議会広報モニターより住民から出された意見を誌面に掲載し、指摘点については改善するよう心掛けている。広報モニターとは紙面間でのやり取りのほか、令和6年度には懇談形式で直接、住民の声を聞いた。

### 2 住民懇談会の開催

議員個人の想いを演説する場としてではなく、住民から聞いた意見を行政・議会に届けることを目的として令和5年度より実施。

令和5年度は、各自治会に出向き、懇談した意見をまとめて議会の回答を付して回答を行った。また、自治会未加入の住民との懇談会も開催。

令和6年度は、再び各自治会との懇親会を実施したうえで、外国人の住民を対象に懇談会を開催。

令和7年度は、自治会に出向くのではなく自治会での課題を聞き、町と解決の橋渡しをすることを目的としている。また、自治会の役員だけではなく、女性・高齢者・子育て世代・小中学校のPTAや運動サークルなどを対象に幅広い住民からの意見を集めるように検討している。

### 3 出前講座対応

小中学生・一般向けに「幅広い活動を展開する町議会」と銘をうち出前講座メニューを用意している。依頼があった際、一般的には開放していない議員席や議長席、執行部席に座ってもらい議会を身近なものと感じてもらうとともに議長が出席し、住民からの質問等、生の声を聞くよう努めている。

(直近の実績)

令和6年度：小学6年生、ことぶき学級受講者 各1回

令和7年度：小学6年生

#### 4 定数・報酬等検討小委員会による議員定数と報酬の検討

令和3年12月定例会において当時の町4区連絡協議会から議員活性化や定数削減に併せた報酬の増額に対する陳情があり、検討小委員会を発足した。

全国町村議会議長会における町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告をもとに議員活性化に向けた定数のあり方と現状の報酬に対する考え方をまとめ、令和6年6月に議員定数と報酬に対する町民アンケートを実施。その後アンケート結果を踏まえた議員報酬の改正案を町に提出した。

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

#### 1 議員のなり手セミナーの開催

令和7年4月改選の議員選挙に向け「町の議員ってなあに？」と銘をうち議員の仕事に興味のある方、立候補を考えている方向けのセミナーを議員主体で令和6年12月に講座を開催。説明資料は町議会にあった独自のものを作成し、受講対象年齢は主権者教育の観点から中学生以上とした。

当日は、出席者からの質疑応答や個別相談の時間を設けたほか、現職議員からの本音体験談があった。

#### 2 まちびと政策プランナー会議の開催

令和7年4月改選の議員選挙への立候補者が増えるように町民の行政・議会への関心を高めることを目的に他町村にて実施されていた政策サポーター会議を参考に開催。

令和5年度は6月から会議を開催、10代から70代までの住民18名と議員12名を3グループに分け、町の課題を話し合い課題解決に向けた提言書を集め、全員協議会の協議を経て町へ提出する事業を実施している。

令和6年度は中学生12名が参加し、今後の町を担う若者の考えを議会が取り入れることのできる機会となった。

#### 3 議会ハラスメント防止条例の制定

令和6年度の議会運営委員会の活動計画に女性議員増加を目的に議員に対するハラス

メント防止条例制定を掲げた。背景に内閣府男女共同参画局の調査で議員活動や選挙期間中に有権者、議員等から受けたハラスメント行為を受けた割合が男性 32.5%に対し、女性が 57.6%と多いことがある。

年間を通して研究、検討を進める中で女性に限らず議員個人の人格を尊重し、快適に活動、勤務する環境づくり確保が必要となった。制定にあたり議会運営委員会、全員協議会で検討を進める中で、執行側でも職員のハラスメント防止指針の見直しを行っていたため整合を図りつつ条例ではハラスメントの対象を、「議員から職員」、「議員間」、「議員から町民等」、「職員から議員」とすることとした。

令和 7 年 3 月定例会において議員発議され、全会一致で可決し令和 7 年 3 月より施行。

## 福島県 鏡石町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

鏡石町議会は、昭和37年8月1日の町制施行に昭和34年4月改選の議会構成(議員16名)で誕生し、昭和38年4月30日初の町議会議員選挙執行により当選した16名から、議員定数の改正(平成14年12月:2名減、平成22年12月:2名減)、東日本大震災による議員特例任用などを経て、議員定数12名体制での現在に至る。

年4回の定例会のほか、必要に応じ臨時会を開催しており、開会前には臨時全員協議会を開催し、提出予定議案に対する協議、調整を行っている。また、定例会開催月以外については、定例全員協議会を開催し、執行側からの所管事務に対する報告などを議員全員で受け、協議を行う事で情報共有を図ると共に、各所管常任委員会においてより深い審議・議論行う事とすることで、議会が持つべき監視機能の強化を図っている。

様々な行政課題への議会としての取り組みとして、議員全員での行政視察、委員会毎の調査等のほか、岩瀬地方町村議会議員協議会を組織し、天栄村議会と合同で視察調査を実施している。加えて、福島県町村議会議長会主催の研修会や、隔年開催ではあるが県南地方町村議会議長会による研修会などにも積極的に参加し、議員個々人のスキルアップ、資質向上、広域的な課題対応力を養う為の先進地・先進事例の調査・視察研修の機会を設けている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

昭和46年12月、議会単独の『かがみいし議会だより』の創刊以来現在まで、議会の審議結果や議員活動の内容を広く町民に周知する為、広報誌発行に取り組んでいる。平成30年12月定例会において、議会広報編集委員会の常任委員会化が議決され、現在では広報広聴常任委員会として委員が中心となり編集作業が進められている。定例会毎の年4回の発行であることから、定例会における提出議案の内容や議決結果、一般質問や委員会審議の内容が中心となり、一般質問は、質問議員と調整を図りながら誌面構成を検討している。町民に手に取って貰えるよう表紙には、各種イベントにおける町民の写真を掲載したり、定例会間の出来事などを『議会トピックス』として掲載。また、町民の様々な意見を紹介する『町民の声』を企画掲載し、議会への興味・関心を深めて貰えるよう心掛けている。

全国町村議会議長会、県町村議会議長会の広報研修会に積極的に参加し、より見やすく・

より分かりやすく・より親しみやすい誌面作りを目指している。

当町における一般質問は、平成11年12月定例会から対面方式に変更、平成13年6月定例会からは庁舎1階ロビーなどでの生放映、平成21年12月定例会からは、それまでの3回の質疑回数制限を撤廃し一問一答方式を採用し、町長等に反問権を与える規程を追加し現在に至る。令和7年8月には、同年6月定例会一般質問の様子を録画した動画の配信を開始した。今後、本会議審議の様子を対象とすることや、リアルタイム中継を行うことを目指している。

当町では、平成25年度からこども議会を開催しており、今年度も町内2校の小学校から代表の児童が議場で一般質問を行う事が計画されている。

将来の鏡石町を担う小学生が、こども議会を通して鏡石町のまちづくりに関心を深めるとともに、様々な課題を町長等と質疑応答を行うことにより、議会や行政について学習することを目的に開催しているが、小学生の意見や要望を今後のまちづくりの参考にでき、選挙での投票率向上対策、あるいは議員のなり手不足対策としても期待される。

## 福島県 川内村議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

川内村は、2011年に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により全村避難を余儀なくされ、翌年には行政機能を川内村内に戻し、各種施策を実施し、今日に至っているが、未だに2割の村民が帰村できておらず、村民は不自由な生活を強いられており、村議会としても不自由さの解消と生活環境の改善に向け取り組んでいる状況にある。

当村の概要は、震災前の住民基本台帳での人口が約3,000人で、令和7年10月1日現在の人口が約2,200人となり、この14年間で約800人が減少した。現在、帰村し生活している人口は、1,800人程度で住民基本台帳人口に占める割合では8割程度となっており、内65歳以上の方が占める割合としては5割を超え、75歳以上では3割を超える状況となっている。

このような中で川内村議会では、未だに避難している村民の帰還に向けた施策や人口増加につなげる施策、村内産業を活性化するための施策、さらには村民の生活環境を向上させるための施策の実現のため、中央省庁や福島県に対し要望活動等を行うなど尽力している。

令和7年7月15日には福島県知事に対し、令和7年8月5日には関係省庁への中央要望を実施しており、川内村の現状を訴えると共に各種施策の実現に向けた要望を行っている。

特に関係省庁においては、副大臣等に直接面談し、川内村が取り組む各種復興創生事業への理解を求め、第3期復興・創生期間における予算措置等を要望し、川内村のより良い村づくりに貢献できるよう積極的に要望活動を行っている。中央省庁への要望活動については、住民への行政サービスの向上と早期な復興創生を図るために、令和5年度、令和6年度にも実施している。

今後、極端な少子高齢化となる川内村において、どのような方策が必要か、求められるのか、実施しなければならないのか等の各種施策を適切に判断し行政運営を行うために、積極的に視察や研修活動等を実施している。

監視機能面では、村当局が推し進める各種事業について、村民が求めるサービス、必要となるサービス、提供しなければならないサービス等が自治体として提供できているか、適正に執行できているかを監視するため、毎年度に行政調査を実施すると共に、監査委員が行っている各種監査の報告を受け、議会としても注意深く監視しなければならない事項

に関しては、適宜、村当局に説明を求めている。当然のことながら、毎年度行われる当初予算や補正予算への計上事業及び事業完了後の決算事項の説明においては、適正に審査し確認を行っている。

## **(事績2) 住民に開かれた議会**

川内村議会では、年4回行われる議会定例会での議員による一般質問や上程案件の審議結果などを掲載した広報紙として「川内村議会だより」を2月・5月・7月・11月に発行し、全戸に配布している。

村民に対し議会活動を広く周知するため、「議会だより」には、議会定例会や臨時会での審議事項に加え、議会議員による要望活動や委員会活動のほか、研修会への参加状況や村民等からの陳情・請願案件に関しても掲載し、議会での活動状況を周知している。

広報紙の作成にあたっては、福島県町村議会議長会主催の広報研修会等に各議員が参加し研鑽にも努めている。

議会定例会の開催にあたり、村防災無線を活用し開催日程や上程議案、一般質問の内容などを周知し、村民等への議会傍聴の依頼を広報し呼び掛けている。

さらに、年1回村民の方々とのふれあい活動として、川内村議会議長杯グラウンドゴルフ大会を開催し、村民の方々と議会議員が一堂に会し、交流や意見交換を図っている。令和7年度においては、令和7年9月30日に村総合グラウンドにて開催した。

また、毎年、村当局において開催する村内各地区での行政懇談会にも参加しており、その際にも各地区の議会議員が出席し、議会事務局より議会活動の情報提供を行い、住民からの意見や要望等を伺い、議会活動に反映

## **(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会**

川内村議会では、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故後の川内村の人口動向や議員のなり手不足等の観点から震災後勉強会等を行ってきたが、より具体的な検討を行うために、令和6年3月15日に開催された令和6年第1回議会定例会において議員発議により「川内村議会議員定数等の見直しに関する特別委員会」を設置し、当村における議会議員数の在り方や議員報酬額等について検討を行った。

令和6年9月13日に開催された令和6年第3回議会定例会には、特別委員会発足後に4回実施された委員会での検討結果を記した報告書を提出し、さらに令和6年12月13日に開催した令和6年第4回議会定例会では、9月13日に特別委員会で決定した報告書を踏まえ、議員発議により、次の一般選挙から適用する議会議員の定数を削減する条例改正を決定した。

なお、議員定数の在り方と共に検討した議員のなり手不足を解消する上での議員報酬額の在り方についても、なり手不足の解消を図る上では議員報酬額の大幅なアップも必要との検討も行われたが、現行の議員報酬額を踏まえ、近隣自治体や同一人口規模の類似自治体等の議員報酬額を参考に議論を重ね、一定の報酬額アップを見込んだ報告書を取りまとめ、議員定数の在り方と共に議会定例会に報告している。

村当局において各種委員等の報酬額の見直しが図られ、併せて議会議員の報酬額についても検討が行われ、令和7年度より議会議員の報酬額が増額された。

今後も、議員のなり手不足解消に向けた取り組みを推し進めていく。

## 栃木県 市貝町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### 1. 常任委員会行政視察および事務調査の実施

総務民生常任委員会および文教経済常任委員会では、所管する事務に関してテーマを決め、他自治体の先進的な取り組みや当町が抱える問題等を解決するための調査・研究をし、今後の政策に活かすため行政視察を行っている。また、毎年度、所管する事務の執行状況を調査することを目的とする所管事務調査を行っている。所管事項の進捗状況や事業実績の説明を町職員や関係機関から受け、細かく審査することにより行政運営の監視機能の強化に努めている。

#### 2. 予算・決算審査特別委員会の設置

9月定例会には決算審査特別委員会を設置し、前年度予算が目的に沿って効果的・効率的に執行されたか、最小の経費で最大の効果が上がっていたか等を審査するとともに、現地調査を行い事業の実施状況や財産の状態を確認している。3月定例会には予算審査特別委員会を設置し、住民福祉の増進のため適正な配分がされているかなどの審査をし、監視機能の強化を図っている。なお、各特別委員会には、全議員を配置し、町執行部の係長以上の職員に対し質疑を行い審議している。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### 1. 議会だよりの発行

議会広報誌「議会だより いちかい」を昭和57年1月に創刊し、令和7年11月で196号を数える。主に定例会・臨時会における議案審議や一般質問、所管事務調査や行政視察等の議会活動を掲載している。発行にあたっては、広報常任委員会委員6名が企画編集を行っている。読みやすいフォントとしてユニバーサルフォントに変更し、専門用語は平易な言葉に言い換え、難しい言葉には注釈をつけている。また、内容に沿った写真・イラストなどを積極的に使用し、読みやすい議会だよりの作成に取り組んでいる。表紙については、より親しまれる議会だよりとなるよう町民から募集している。

広報常任委員会では、より多くの町民の関心を引く紙面となるよう、先進地視察を積極的

に行ったり、広報クリニックに参加したりし、編集のポイント・テクニックの知識の習得などスキルアップを図り改善を心がけている。広報誌をホームページにも掲載し、町内外に向けて広く周知に努めている。

## 2. 本会議の事前周知

議会運営委員会において定例会の日程が決定した後、一般質問の通告内容、審議内容等をB4判の用紙にまとめ、定例会開催の約1週間前に新聞折り込みおよび窓口に設置し周知を行い、多くの方に傍聴に来ていただき議会を身近に感じてもらえるよう心がけている。発行にあたっては、広報常任委員会委員6名が編集を行っている。

## 3. ホームページを活用した情報発信

町のホームページでは、いつでも議会情報が得られるよう、議員名簿、議会組織構成、議会だより、本会議の日程、一般質問の通告内容、審議結果等を掲載している。また、平成23年以降の定例会及び臨時会の会議録を検索システムで閲覧できるようにしたことにより、検索したいことばや発言者などで容易に目的の会議録を探し出すことが可能になった。多くの町民が議会に関心を持ってもらえるよう努めている。

## 4. 傍聴しやすい環境整備

傍聴席にスロープを設けており、車椅子の方の傍聴スペースを確保している。誰もが安心して傍聴できる環境を整えている。

# (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

## 1. ワークショップ開催

令和6年6月に『住んで良かったおらがまち、住みやすいまちづくりのために～何ができるかみんなで考えよう～』をテーマにワークショップ形式で町民との議会懇談会を開催した。主に若者たちの声を町政に反映させるため、高校生を中心に参加募集をした。全議員12名を含む総勢35名が5グループに分かれ話し合い、活発な議論が展開された。議員と話す機会の少ない参加者が議員とグループになり、立場や年齢を超えて意見を出し合い、また、共通の関心ごとについて具体的に議論することで、議会や議員への関心を高め、議員というものに興味を持っていただく機会になればと期待し実施した。

## (事績4) 地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会

### 1. タブレット端末の導入

令和4年度からタブレット端末を導入し、紙で配布していた定例会や臨時会での議案書等をペーパーレス化したことで紙代や印刷代などの経費の削減につながり、印刷や製本にかかる事務作業の負担の軽減にもなった。また、持ち運びや書類の保管・検索も容易となり時間や場所に左右されず閲覧が可能となり、議会活動の活性化、議会運営の効率化が図られている。

また、タブレット端末を利用した SNS を活用し、紙で行っていた委員会等の案内通知や事務連絡についても、議員への情報提供を即時対応できるようになった。

### 2. 他の議会と連携した要望活動の実施

交通基盤の整備は、住民の安全・安心な生活の確保、地域経済の活性化、災害時の対応力強化などが不可欠であり、住民からはその整備に強い期待が寄せられている。昭和45年より本町を含む芳賀地区の4町で構成する芳賀北部広域行政推進協議会とも協力・連携を図りながら、栃木県県土整備部、栃木県議会議長への要望活動を続けている。

## 群馬県 高山村議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### (1) 議員の資質向上に向けた取組

高山村議会では、議員のありかた、資質向上を図るため、群馬県町村議会議長会主催の各種研修等に積極的に参加している。

#### (2) 議員同士の自由な討議

高山村議会では常に活発な議論が展開されており、世代の垣根を取り払った自由な討議が実施出来るよう努めるとともに、執行部に対する監視体制の強化に努めている。令和7年6月定例会では、活発な討議の結果、提出された一般会計補正予算議案に対する修正動議の提出がなされた。

#### (3) 専門分野に関する視察研修の実施

2つの常任委員会において、コロナ禍により数年休止していた視察研修を令和5年度より再開した。令和5年度においては総務文教常任委員会並びに農林建設常任委員会合同により、高山村でも課題となっている庁舎問題・公民連携について、岩手県紫波町、羊の放牧・羊の肉及び羊毛の活用等について、秋田県藤里町を訪問し、視察研修を実施した。令和6年度においては、農林建設常任委員会において、農業を基幹産業とする高山村において、担い手不足対策・ふるさと納税等について、山梨県北都留郡丹波山村を訪問し視察研修を実施した。今後も高山村の課題解決に向け、参考となる機関への視察研修を実施していく予定である。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### (1) 主権者教育の推進

議会の仕組みや運営方法を理解してもらうとともに、中学生の率直な要望・意見を聞き、今後の村政運営に役立てるため、中学校と協力し社会科公民の授業の一環として「中学3年生議会傍聴」を実施している。本年度は6月定例会を中学3年生19名が最終日の議案に対する質疑を傍聴し、高山村の現状把握・課題・対策などを見学することにより、高山村への理解と愛情を深めるとても良い機会となっている。後日、中学3年生全員より傍聴の感想をいただき議会広報へ掲載し、村民皆様への議会活動PRの一

助となっている。

行政と中学生の貴重な意見交換の場であるため、今後とも実施していきたい。

## (2) 議会日程の周知及び広報誌の作成について

高山村のホームページにおいて、議会の日程、一般質問の項目、本会議の議事録、議会広報誌を掲載し、議会活動の周知を図っている。議会広報では令和5年より新たな組織編成となり、「皆に手に取って読んでもらえる広報誌でなければ意味がない」を共通認識とし、誌面改革に取り組んでいる。令和6年度には群馬県広報クリニックを受け、スキルアップを図り、議員自ら取材に赴き、村民や関係者の写真やコメントを載せるよう努力している。令和7年度においては、町村議会全国コンクールへの応募も行った。最近では村民からの評判も良く、更なる向上を目指す。

## (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

### (1) 議会のデジタル化の推進

令和3年8月、議場の音響設備を更新した。今後は本会議の映像配信等設備の導入を検討したい。

令和に入り、DXの推進が本格化してきた中、高山村議会においても議案書等のペーパーレス化の検討が始まった。議論を重ね、タブレット化に難色を示していた議員各位においても、時代の流れを受け入れていただき、令和6年度当初予算において『議会DX活用事業』を予算化し、令和6年5月、ついにタブレットを購入、ペーパーレス、タブレット化を実施し、議案書等データを議会文書共有システムを使用して閲覧が可能となった。タブレット等操作研修会の実施に当たっては、全議員率先して参加していただき、熱心に操作説明を受けられ、操作知識を身につけ、ペーパーレス化にご協力いただいた。

### (2) 議員の報酬等の検討

全国的に問題となっている議員のなり手不足について、高山村においても例外ではなく将来にわたる重要な課題であるにとらえ議論を重ねている。

議員報酬においては、議員活動のさらなる活発化、議員の士気や経済基盤を向上させるため、増額の必要性等の検討を行っている。この問題は継続して議論すべきと思われる。

## 埼玉県 寄居町議会

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

#### 【議員報酬改定の検討の背景】

若年の勤労世代が町村議会議員になりにくく、広範な民意反映に支障をきたしている状況が見られ、町村議会議員の「なり手不足」は大きな課題となっています。また、議員報酬の低さにより、専業で町村議会議員の仕事を担うことが難しい現状もあります。

平成31年の統一地方選挙では、町制施行以来、初めて「無投票」になりました。無投票の原因は、議員報酬の低さだけではないと考えますが、寄居町議会でも喫緊の課題と捉えました。

また、深刻化する町村議員のなり手不足をめぐり、全国町村議会議長会は、原因や対策をまとめた報告書を公表しました。議会の役割の周知や報酬の引き上げのほか、低割合にとどまる女性議員を増やすことが不可欠だとし、全国の町村議会に周知を図っています。

これらのことから、寄居町議会も「なり手不足」の解消のその一つの手段とし「議員報酬の改定」の検討を始めました。

#### 【議会改革検討委員会で検討】

議員報酬の改定についての検討は議会改革検討委員会を担当委員会とし、1回目の委員会を令和6年6月に開催しました。委員会ではスケジュール及び報酬の算定方式について委員の意見を聞き、スケジュール(案)及び議員報酬額の算定(原価方式の算定モデル)(案)を作成しました。

2回目の委員会(8月開催)では、原価方式は活動量を示すことが必要なことから議会・議員活動の範囲の確認を行いました。また、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけではなく、町民の意見を聴取した上で決定するという議会基本条例の規定に基づき、町民で組織する「議会議員報酬検討委員会」を設置すること及び議会議員のハラスメントに対応するとともに多様な人材が参加しやすい環境を整備するため「ハラスメント防止条例」を制定することを決定しました。

3回目の委員会(11月開催)では議会議員報酬検討委員会の委員構成を決定し、寄居町議会議員報酬検討委員会設置要綱の制定等議会議員報酬検討委員会の設置に向けた準備を進めました。

なお、委員会開催後は議員全員協議会へ委員会の決定事項の報告を行い、議員から意見の

聴取を行っています。

また、他自治体の優れた議員報酬の改定の事例を学び、自町の検討に活かすために茨城県つくば市及び宮城県大和町へ行政視察を行いました。

#### 【議会議員報酬検討委員会の設置】

令和7年1月に議会議員報酬検討委員会を設置しました。委員は18名で、区長会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員協議会、男女共同参画推進懇話会、PTA、商工会、スポーツ協会及び20～30歳代の町民で構成しています。

第1回、第2回委員会で議会の仕組みと役割及び活動、埼玉県内のほか全国の町村の報酬額の状況等の説明を行い、議会の理解を深めました。

第3回委員会では、議会又は議員について及び議員報酬について、さらに理解を深める必要があると考え大学の教授を招いて研修会を実施しました。研修会終了後、委員を3～4人の小グループに分け「議員・議会に求めるものは?」、「議員になるための課題」をテーマとしてグループで意見交換を行いました。各グループでまとめた意見は委員会内で共有を図るためにグループ発表を行っています。第4回委員会では、引き続き「議員の活動量、議員報酬をどう考えるか?」をテーマに小グループで意見交換を行い、グループ発表を行いました。

第5回の委員会では「議員報酬をどのようにしたらよいか」について委員の意見を聞き、委員会の方向性を決定しました。今後開催される第6回委員会では議長への答申の内容について確認を行い、後日議長へ答申する予定です。

#### 【議会ハラスメント防止条例の制定】

議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントを防止することで、議員及び職員の個人としての尊厳が尊重され、良好な職務環境を確保し、公正性、公平性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行い、多様な人材の参加を目指すため、議会改革検討委員会で条例（案）を策定し、議員全員協議会へ説明を行いました。議員全員協議会において制定することが決定され、令和6年12月定例会に議員提案で上程し、議決後、町村では埼玉県内初となる12月3日に条例を公布しました。

また、議員全員を対象に講師を招きハラスメント研修も実施しました。

#### 【今後】

議会改革検討委員会では、議員報酬の現状と課題を整理し、議会議員報酬検討委員会の答

申を踏まえた今後の議員報酬の適正な在り方など、さまざまな観点から調査検討を重ねてきた内容について報告書を作成し、町長へ議員報酬の改定について報告書を提出する予定です。

# 東京都 瑞穂町議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

### 1. 住民参加による政策づくり機能の強化

#### 1.1. 議会報告会（みずほまちなか会議）の継続的な実施

瑞穂町議会は、住民との対話を重視する観点から、議会報告会を開催してきました。これは、議会活動や審議内容について町民に直接報告する場であり、住民の議会への理解を深める重要な機会となっています。平成27年からは、名称を「みずほまちなか会議」とし、各会場でテーマを設けてワークショップ方式で町の施策について意見を述べ合う場へと形を変えています。

- ・ 双方向性の確保: 議会報告会（みずほまちなか会議）は単なる報告にとどまらず、住民からの意見や提案を直接聞き取る双方向のコミュニケーションの場として機能しています。
- ・ 議論の活性化: 収集された住民の意見は、その後の議会審議にフィードバックされ、議論の活性化に貢献しています。

#### 1.2. 議会モニター制度の導入と活用

議会活動への住民参加をさらに促進するため、瑞穂町議会は議会モニター制度を導入しています。これは、町内在住・在勤者からモニターを募り、本会議や常任委員会の傍聴を通じて、議会活動に対する意見や感想を提出してもらうものです。

- ・ 客観的な評価: 議会活動を外部の視点から評価してもらうことで、議会は客観的な自己評価が可能になります。
- ・ 改善へのフィードバック: 提出された意見やアドバイスは、会議の進め方や情報発信の方法など、多角的な議会運営の改善に役立てられています。
- ・ 情報公開の促進: 議会モニターから寄せられた意見とそれに対する議会の回答は、ホームページで公開されており、情報公開の透明性を高めています。

#### 1.3. 政策提言と政策研究会の推進

瑞穂町議会は、単なる条例案の審議だけでなく、自ら政策を立案・提言する機能も強化しています。

- ・ 議員政策研究会の設置（適宜）: 議会内に政策研究を行う組織を発足させることで、

専門的な知見に基づいた政策提言の準備を進めています。

## 2. 行政監視機能の強化

### 2.1. 議会改革の取り組み

瑞穂町議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革と活性化に努めています。

- ・議会活性化特別委員会の設置: 令和元年度に、議会改革に意欲的な議員を中心とした「議会活性化特別委員会」を設置し、議会基本条例の制定を含む議会改革について検討しました。
- ・議会基本条例の制定: 議会基本条例を制定することで、議会のあるべき姿を明確にし、住民に分かりやすい議会運営を目指しています。

### 2.2. 監査機能の強化

議会は、予算や決算の審査を通じて、町の財政運営を厳しくチェックしています。

- ・決算特別委員会の設置: 決算時期には、町から提出された決算を詳細に審査する「決算特別委員会」を設置し、財政の健全性や事業効果を検証しています。

## 3. 政策づくりと監視機能の連携

瑞穂町議会の特筆すべき点は、政策づくりと監視機能が相互に連携し、相乗効果を生み出している点です。

- ・住民からのフィードバック活用: 議会報告会（みずほまちなか会議）や議会モニター制度で得られた住民からの意見は、行政に対する一般質問や監視活動の重要な情報源となります。
- ・改革による機能向上: 議会活性化特別委員会での議論や基本条例の制定に向けた検討は、政策形成能力と行政監視能力の両方を高めることを目的としました。議会の議論を活性化させることで、より厳格な行政監視が可能になります。
- ・情報公開による透明性の確保: 議会モニターからの意見や議会での会議結果を公開することで、行政運営の透明性を確保し、住民の監視の目を高めています。

瑞穂町議会は、議会報告会（みずほまちなか会議）、議会モニター制度といった具体的な

施策を組み合わせることで、住民参加を促す政策づくりと、厳格な行政監視という二つの機能を高いレベルで発揮しています。これらの取り組みは、住民と議会との信頼関係を深め、より良い町づくりに貢献するものです。特に、住民の声を吸い上げる仕組みを制度化し、議会運営の改善に活かしている点は、他の町村議会にとって参考となる先進的な事例と言えます。

## (事績 2) 住民に開かれた議会

### 1. 広聴活動の強化：住民の声を議会活動に活かす

#### 1.1. 議会報告会（みずほまちなか会議）の継続的な実施

瑞穂町議会は、住民との対話を重視する観点から、議会報告会を開催してきました。これは、議会活動や審議内容について町民に直接報告する場であり、住民の議会への理解を深める重要な機会となっています。平成 27 年からは、名称を「みずほまちなか会議」とし、各会場でテーマを設けてワークショップ方式で町の施策について意見を述べ合う場へと形を変えています。

- ・ 双方向性の確保: 議会報告会（みずほまちなか会議）は単なる報告にとどまらず、住民からの意見や提案を直接聞き取る双方向のコミュニケーションの場として機能しています。
- ・ 議論の活性化: 収集された住民の意見は、その後の議会審議にフィードバックされ、議論の活性化に貢献しています。

#### 1.2. 議会モニター制度の導入と活用

議会活動への住民参加をさらに促進するため、瑞穂町議会は議会モニター制度を導入しています。これは、町内在住・在勤者からモニターを募り、本会議や常任委員会の傍聴を通じて、議会活動に対する意見や感想を提出してもらうものです。

- ・ 客観的な評価: 議会活動を外部の視点から評価してもらうことで、議会は客観的な自己評価が可能になります。
- ・ 改善へのフィードバック: 提出された意見やアドバイスは、会議の進め方や情報発信の方法など、多角的な議会運営の改善に役立てられています。
- ・ 情報公開の促進: 議会モニターから寄せられた意見とそれに対する議会の回答は、ホ

ホームページで公開されており、情報公開の透明性を高めています。

### 1.3. 広報広聴活動の充実

瑞穂町議会は、広報広聴委員会を中心に、議会活動を分かりやすく住民に伝えるための広報活動を積極的に展開しています。

- ・議会だよりの発行: 原則として年4回発行される広報誌「議会だよりの発行」では、議会での審議結果や議員の活動内容を分かりやすく解説しています。
- ・議会ウェブサイトの活用: ウェブサイトには、議会の日程、会議結果、議案、一般質問の通告一覧など、最新の情報が掲載されています。

## 2. 情報公開の徹底：議会活動の可視化

### 2.1. 議会中継録画映像の公開

瑞穂町議会は、本会議の様子を住民が視聴できるよう、議会中継録画映像の公開に取り組んでいます。

- ・アーカイブ放送: 過去の会議録画もウェブサイトで公開しており、いつでも議会の議論を確認できる体制を整えています。

### 2.2. 議事録・会議結果の公開

議事録や会議結果は、議会終了後速やかにホームページで公開されています。

- ・透明性の確保: 議会でのどのような議論が交わされたか、どのような決定がなされたかを住民がいつでも確認できることで、議会活動の透明性が確保されています。
- ・検索性の向上: 会議ごとの議案や一般質問の一覧が整理され、住民が必要な情報を探しやすくする工夫がなされています。

## 3. 議会改革の推進：住民の負託に応える議会へ

### 3.1. 議会基本条例の制定

瑞穂町議会は、令和2年9月定例会で、議会の運営原則を定める「瑞穂町議会基本条例」を全会一致で可決・制定しました。

- ・条例の理念: 議会基本条例では、住民への情報提供や意見聴取、議会の活性化など、住民に開かれた議会を実現するための理念が明記されています。

### 3.2. 陳情・請願への対応

住民からの陳情や請願についても、ホームページで受理状況や審査結果を公開するなど、

透明性の高い対応を行っています。

瑞穂町議会は、議会報告会、議会モニター制度、ウェブサイトでの情報公開、議会中継録画映像の公開、そして議会基本条例の制定など、多角的な取り組みを通じて「住民に開かれた議会」を実現しています。これらの先進的な施策は、住民の議会への理解を深め、議会と住民との信頼関係を構築する上で大きな役割を果たしています。住民の声を積極的に聴き、議会活動に反映させる仕組みを制度化し、議会の透明性を高めています。

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

#### 1. 議会広報・情報公開の強化

議員のなり手不足は、議員の仕事内容ややりがい十分に住民に伝わっていないことも一因です。瑞穂町議会は、広報活動を通じて、議会活動を積極的に発信しています。

- ・「議会だより」の充実: 議会での審議内容や議員の活動を分かりやすく伝える「議会だより」を定期的に発行し、議員がどのような仕事をしているかを可視化しています。
- ・議会ウェブサイトの活用: ウェブサイトで議会日程、会議結果、一般質問の内容などを公開し、議会活動への関心を高める工夫を行っています。

#### 2. 主権者教育への積極的な関与

将来の議員候補者育成のため、若年層の政治への関心を高める取り組みも重要です。

- ・主権者教育の推進: 瑞穂町議会は、小・中学校と連携した主権者教育の機会を模索し、「小・中学生議会」を開催するなど、若者が政治や地域社会について考えるきっかけづくりを進めています。

#### 3. 多様な人材の参画促進

特定の年齢層や性別に偏りがちな議員構成を是正するため、多様な人材が立候補しやすい環境づくりを進めています。

- ・議会モニター制度の活用: 議会モニター制度を通じて、普段議会に関わることの少ない住民層、また、議員に立候補しようとしている方に議会を知ってもらう機会となることも期待しています。

瑞穂町議会は、広報広聴活動の強化、制度改革の推進、そして主権者教育への関与など、

多角的なアプローチで議員のなり手不足対策に取り組んでいます。これらの取り組みは、議員の仕事の魅力を高めるとともに、多様な人材が立候補しやすい環境を整備し、将来にわたる議会の安定的な運営を目指すものです。特に、外部の知見（早稲田大学マニフェスト研究所）も取り入れながら主体的に改革を進めています。

## （事績４）地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会

### 1. 住民との協働による地域づくり

#### 1.1. 議会報告会（みずほまちなか会議）を通じた地域の課題発見

瑞穂町議会は、住民との対話を重視する観点から、議会報告会を開催してきました。これは、議会活動や審議内容について町民に直接報告する場であり、住民の議会への理解を深める重要な機会となっています。平成27年からは、名称を「みずほまちなか会議」とし、各会場でテーマを設けてワークショップ方式で町の施策について意見を述べ合う場へと形を変えています。

- ・ 双方向性の確保: 議会報告会（みずほまちなか会議）は単なる報告にとどまらず、住民からの意見や提案を直接聞き取る双方向のコミュニケーションの場として機能しています。
- ・ 課題解決への反映: 報告会で得られた意見は、その後の議会審議や議員提案の政策立案に活かされ、地域課題の解決につながっています。

### 2. 地域活性化対策

#### 2.1. 地域経済活性化に向けた各種団体との意見交換

議会は、多角的な視点から瑞穂町の活性化策を検討し、各種団体（商工会・農業委員会）との意見交換会を定期的に行い、意見や要望を吸い上げ、適宜町側に要望するなど地域振興に力を注いでいます。

#### 2.2. 基地対策特別委員会、公共交通特別委員会の設置

瑞穂町では、基地対策及び公共交通対策に関する特別委員会を設置しています。

横田基地を抱える自治体として、基地の騒音は住民の生活に直結する課題であり、従前から様々な要望活動を都や国に向けても展開しています。また、公共交通に関する要望活動も毎年東京都やJR東日本などに対し実施しており、瑞穂町議会は、単なる行政監視機関にとどまらず、地方議会として積極的に地域活性化を牽引しています。

## 神奈川県 開成町議会

### (事績 1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### 1 議員間の討議会の充実

開成町議会では、開成町議会基本条例に第 11 条に議員間の自由討議の活性化を規定している。そのため、議案が委員会付託されず、全て議場で質疑、討論され、各種委員会では、全議員により、討議が活発である。

現在、地方自治法の一部改正に伴う標準会議規則及び標準委員会条例が改正されたことに伴い、改正案及び当該逐条解説を事務局が作成したうえで、約一年かけ、議員間で当議会に沿った会議規則及び標準委員会条例の改正について、毎月討議会を開催している。【改正案及び逐条解説は別添参照】

これは一例に過ぎないが、開成町議会では議会運営委員会で協議した内容について、全議員による討議会を開催し、自由討議を行い、討議会で自由闊達な意見を取りまとめ、再度、議会運営委員会で議論し、決定するプロセスを取っている。

討議会には、議会事務局職員も参加している。議会事務局職員 2 人、再任用職員 1 人の体制ではあるが、議会の法制は、議会事務内で全て完結しており、法制度や法制執務の専門性を生かし、討議会で自由闊達な討議の中で生まれた疑問に即座に答えている。

この討議会開催により、全議員の意見の集約が行われ、理解が深まり、ひいては、地方自治法第 89 条の規定する議会の役割を意識した議会活動となっている。

討議会での自由闊達な討議は、最終的には、全議員総意の開成町議会の条例及び規則の改正に繋がり、そして、条例及び規則の改正後はスムーズな議会運営が実現している。

### (事績 2) 住民に開かれた議会

#### 1 町民に溶け込み町民と歩む「町民フェスタ」の参加

開成町議会では、町民活動団体を主とした団体・個人や社会貢献活動を行う企業等が、展示、活動紹介、アトラクション等を通じて、町民同士の交流や町民のまちづくり参加を促進し、町民主体による地域社会の活性化を図る「かいせい町民フェスタ」(令和 7 年 3 月末開催)に議会として初めて参加した。

3 階建ての庁舎は、1 階に広い町民ロビーがあり、様々な催事が行われており、1 階町民

ロビーにて「議会だれでもおしゃべりブース」を設置し、かつ、「ギカイだより・ギカイウェブサイトシールアンケート」を実施し、議会の広報展示も展開した。

3階の議場では、「かいせい町民フェスタ」スタンプラリーのポイント地点として設定し、500人を超える町民が議場の議長席でスタンプを押し、定時に模擬議会を開催した。更に、議場以外の3階スペースでは、「議会探検ツアー」を開催した。正副議長室、議会全員協議会室に、議員の等身手作りパネルを作成し、会議風景を再現し、議会探検ツアーでより身近に議会活動にご理解いただくよう工夫し、議会探検ツアーを実施した。

広報に力をいれている当議会ではあるが、広報が行き届いているか、そして、広報は分かりやすいか等の生の声を聴く機会に参加する意義は大きく、また、議場の利活用（毎年実施している「夏休みの議場を自習室として開放する取組」「小中学生の模擬議会」など）を行っているが、多くの町民に議場に入っただき、自由に議員席に座り、採決体験や議長席でのスタンプ押印などを行うことで、「議場は町民の公共の場」であるという「開かれた」議会の実現に繋がったと考える。

「かいせい町民フェスタ」後は、全議員で「議会だれでもおしゃべりブース」で寄せられた意見及び「ギカイだより・ギカイウェブサイトシールアンケート」の実施結果及び検証を行い、「議会だれでもおしゃべりブース」でいただいたご意見、ご感想に対し、即時議会ウェブサイトで返答を公表した。「ギカイだより・ギカイウェブサイトシールアンケート」結果は、効果検証を実施し、その後の広報誌及び議会ウェブサイト作成に反映している。

## 2 議会独自のウェブサイト開設4年目の変化とその先へ

開成町議会では、令和4年9月に独自の議会ウェブサイトを開設した。背景は、開成町議会基本条例に基づき、町民に議会活動を迅速に発信するため、見やすく、分かりやすく、訪れるたびに新しい議会ウェブサイトの展開が必要と考えた。迅速に発信する方法として、多くの動画で発信している。動画は、一例では、一般質問の通告文を、掲載するだけでなく、一般質問の予告動画を各議員が20秒で発信する取り組みや議員紹介も動画で発信している。委員会は、開催後に当該委員会内容を要約した動画を発信し、委員会紹介動画もあり、議会を身近に感じてもらうよう創意工夫している。

その結果、町民から「動きがあると、議員の声や想いがより感じられる」や「短い動画なので、飽きない内容で見やすい」などの声が届くようになり、議会ウェブサイトの年間視聴回数は5万件を超え、また、動画の再生回数は、議員の中では、5万回以上の再生動画もあり、多くの方々に届くようになってきた。そして、広報紙は議会ウェブサイト誘導する紙面構成を行っている結果、本会議などの録画映像配信の視聴回数も年々増えている。

一番大切なことは、町民に届くことであるが、4年間かけ、手探りで独自のウェブサイトや独自の動画を作成し続けてきたことで、成果が出始めている。そして、動画は、議員間で作成することが醸成され、「如何に伝わる動画を議員自ら短く伝えるか」にシフト、変化している。短く伝わる動画作成は非常に難しい。しかし、当議会議員は一丸となり、広報紙の改革も議会ウェブサイトの作成も、そして、動画の作成も開成町議会基本条例に則り、全て一から情熱と研修や独学で発信し続けている。

「湧き出る熱意」と「それを継続する」ことこそ、開成町議会基本条例に掲げる「開かれた議会」への近道だと考えている。今後もより一層、開成町議会らしさを、開成町議会基本条例に恥じないどの地域にも負けない取り組みで続けていきたい。

### 3 小学校第6学年社会科授業と模擬議会の進化

町内に2校ある小学校との模擬議会や出前授業の推進を打ち出してから2年となる令和7年度は、5月及び6月に模擬議会の体を変え、町長が出席し、更に国家公務員が出席する新たな形式で開催した。

5月に開催した小学校第6学年3クラスの模擬議会では、3クラスから議案が各3題提出された。発議の形で代表児童が提案をし、町長が答弁を行った。今までは、本番さながらの議会を行っていたが、答弁は町長役の学校長や担任教諭であった。しかし、今年度、小学校から、「児童に本物の議論の場を提供してほしい」との要望が議会に寄せられた。議長から町長に出席依頼し、3クラス9議題について、全て町長が答弁し、最後は、電子採決体験を全てのクラス全員が体験する内容となった。

児童は、町の「町づくりの熱意や税金を真剣に配分する町の情熱」を知り、それに対する議員の「町づくりのチェックの難しさ」「質問の難しさ」を痛感したとの声が届いた。その一方で、真剣に議論してまちづくりが行われていることを深く理解してくれたと感じる手紙が何通も児童から議会に寄せられ、議員全員で目を通し、初心に戻り、児童に恥じない、未来に恥じない議員活動を行うことに心を新たにする契機となった。

また、国家公務員に研修の一環として模擬議会への出席を依頼し、4人の各省庁の職員が模擬議会に出席した。児童にとり、町の考え、議会の考え、そして、町民の考え、そして、国の考えや繋がりを知ること場は、社会全体を理解する機会となり、国家公務員の鋭い児童への発言は、多角的な学びの場となり、議場にいる誰もが相互に学びあう時間でもあった。

模擬議会や議場を利活用する取り組みを近年継続していることで、年々、夏休みに議場を自習室として一般開放してしている取り組みにも結び付き、さらには、若年層の町民から議員が声を掛けられることが増え、若い世代が議会広報紙を読んでもらうことにも結び付き、

相乗効果をもたらしている。

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

1 【県内初】議会インターンシップ実施により途切れのない主権者意識の向上策を実施  
令和7年度から新たな取り組みとして、「議会インターンシップ(就業自習体験)」を開始した。当議会は、町内1園のみある幼稚園、町立小学校2校及び中学校1校の園児、児童及び生徒に対し、議会から出前授業又は議会議場での授業等及び模擬議会(部活動を含む。)を令和5年度から積極推進している。

幼稚園、小学校、中学校の若年層への相互の交流は、着実に実績を積み重ね議会への関心、興味の醸成に繋がっている。

他方、選挙権年齢や成人年齢の引き下げに伴い、若い世代が地域社会への理解を深め、社会政治に参画する力を育み、主権者意識を醸造することが求められている。その一方で、地方議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が全国的に高まっているという現状があり、このことは、住民自治の根幹に関わる深刻な問題と考え、このような社会的課題に対して、開成町議会において学生及び生徒に対するインターンシップを実施することにより、議会における就業体験や議員との意見交換等を通じて、自らの職業意識や主権者意識を向上させるとともに、学生及び生徒の議会及び議員活動に対する関心や理解を深め、主体的に地域社会や政治に関わる姿勢を醸成してもらうとともに、議会及び議員並びに議会事務局としても、新たな視点から意見や疑問を学生及び生徒から受けることにより、これまでの活動や取組を再考・改善し、よりよい町運営に活かしていくことができる契機として、県内町村初となる議会インターンシップ実施を開始した。

実習生には、実習期間の最終日までに次のアからウまでのいずれかのテーマを選択し、当該テーマに対する自身の考えについて「開成町議会に対する提案レポート」を作成し、実習期間の最終日に、その発表を行ってもらうことをメニューに入れた。(ア 開かれた議会として今後求められることについて イ これからの議会広報のあり方について ウ 開成町議会がより良くなる方法について)そして、実習期間の最終日、議長から実習の修了証を付与することも議会にきてくださる感謝を込め、実施内容に盛り込んだ。

実際に、7月から8月にかけて、高校生が5日間就業実習体験に応募があり、別添のスケジュールで、教育民生常任委員会の沼津市議会視察随同行、大分県佐伯市視察の受け入れ対応、議会運営委員会の出席など、多方面から議会活動及び議会事務局の就業を体験した。

実際に生徒をお受入れすると、議会事務局職員は、「今後の公務員への夢にどのようなつながるのか」「将来に希望をもってもらえる体験にするためには」「将来、公務員となったとき、議会と関わることになるためどのように議会への関心を醸成するか」など深く考えるきっかけとなった。気取らないありのままの姿を見ていただきながら、実習生ではなく、「職員」として迎えることにした。

名札も職員と全く同じもの、名刺も「インターンシップ実習生」などと記載せず、「事務局職員」とした。一緒に5日間過ごすのであれば、既に同僚、仲間である。

そして、一番緊張している実習生は、初日から公務員や議会への理解が高かったこともあり、何でも意欲的積極的にすべての行程を精一杯取り組み、最終日には、全議員の前で「開成町議会に対する提案レポート」の発表を行った。

この「開成町議会に対する提案レポート」では、議会広報に対する改善点、創意工夫の余地が多分にあること、高校生が議会を知るきっかけとしてインターンシップが有用であること、そして、議会議員の先入観がなくなったことなど、日々同じ時間を過ごすことで、議会が好きになり、「来年も議会インターンシップに応募したい、開成町の職員になります」と強い意志で語ってくれた。

全議員も目頭が熱くなり、開成町議会の新たなチャレンジは、幼少中、そして、高校生、大学生と途切れのない一貫した取り組みは有意義であり、実施する価値は多大であるとチャレンジしたからこそ新たな開成町議会となれた瞬間であった。

当該実習生からは、学校帰りに本会議を傍聴したいとの発言もあり、議会インターンシップを実施したことで、確実に新しい世代の開拓、新しい切り口での議会への興味関心につながったと考える。

## 2 持続可能な議会のあり方検討会議の発足

議員のなり手不足問題を重要課題と位置づけ、全議員による持続可能な議会のあり方検討会議を令和6年度末に発足した。12人の議員は議員の私的公的の活動を複数年に渡り纏め、開成町議会議員としての活動を可視化し、見えてきた議員の活動をどのようにDX改革等で補えるのかなど検討に入っている。当該会議では、議員になる意欲を持ち始めた住民を後押しするための座談会や住民の中に入り、議員になることの意義や参加者の不安や疑問に答える場を設けることが決定しており、約1年半後の改選に向け、現職議員が真剣に町の未来を見据えた持続可能な議会、議員のなり手不足解消打開に向け始動している。

## 3 開成町議会ハラスメント防止条例制定後の途切れない研修の実施

開成町議会は令和5年6月に他の市町村とは一線画した「開成町議会ハラスメント防止条例」を町に先行して制定した。「町職員から議員」へのハラスメントを規定していること、そして、相談窓口が盤石であることなど、生きた条例である。

「町職員から議員」へのハラスメントは、新人議員がベテラン職員に見下されるなどを想定して規定した。政治参画を促すなり手不足の一手として、そして、現職議員を守ることを目的としている。

そして、条例にも規定しているが、研修等を毎年複数回実施し、日々ハラスメントの概念が変化しつつある現状に対応することとしている。昨年度は、講師によるハラスメント防止研修会、令和7年度は動画によるハラスメント防止研修会を実施した。議員から、条例附則第2項に規定している「(継続的な検討) 議会は、この条例の目的の達成状況その他施行の状況について検証に努め、社会情勢その他の状況の変化を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しその他の所要の措置を講ずるものとする」を踏まえ、改正労働施策総合推進法を踏まえ、本条例に追記するか、または、「開成町誹謗中傷防止条例(案)」を3案作成しており検討を進めている。議員活動は、私的か又は公的か線引きが難しく、議員個人がSNS発信をすることもあるため、議会全体でハラスメントの根絶、そして、女性男性に捉われない太極を見据えた議員が議員らしく、そして政治参画の不安を払拭する条例を今後も整備していく。

# 神奈川県 寒川町議会

## (事績 2) 住民に開かれた議会

寒川町議会は、令和 6 年 6 月 21 日の本会議で議会基本条例を全会一致で可決しました。この条例は、改革を後戻りさせず、社会経済状況の変化に迅速に対応するために、継続的に改革を実施していく決意を示しています。また、今後も町民の負託に応え、開かれた議会を目指すとともに、子どもたちに政治を自分の事として考えてもらうために、全国で初めて主権者教育推進を明文化しました。

主権者教育推進の明文化に伴い、昨年に引き続き事業を展開しましたが、「のぞいてみよう 寒川町議会親子探検ツアー」では昨年の参加者アンケートの結果を踏まえて、体験型プログラムをさらに取り入れました。また、全国初の議会のテーマソングの Youtube 動画を町民と共同で作成し、主権者教育の推進が一步進みました。

### 1. 特色ある主権者教育

小学生の親子を対象にした「のぞいてみよう 寒川町議会親子探検ツアー」を、昨年に引き続き本年 8 月 7 日に実施しました。当初の募集人数は 15 組 30 人でしたが、申し込み開始から 1 週間で 15 組に達したため、子どもの人数を 22 人まで増員し募集を行いました。結果、当日は 15 組大人 15 人小学生 21 人が参加しました。

参加者は各グループに分かれ、議員がコンダクターとなり、議長室や委員会室をツアー形式で巡りました。各部屋では担当議員が説明を行い、実際の委員会室ではマイクを使用して質問に答える体験型プログラムとなりました。さらに、本会議場の見学では、子どもたちは順番に議長席に座り、記念撮影を行いました。最後に、子どもたちは議員席に座り、昨年好評だった通常の議会の言葉遣いや進行に従って出題されるクイズに回答し、議会の雰囲気を実感するプログラムとなりました。

(寒川町公式動画ライブラリー参照：<https://youtu.be/DlxKuENV7IY>)

### 2. 全国初となる議会のテーマソング

議会の認知度を向上させ、より議会を身近に感じてもらうために、昨年、議員と議会事務局職員がオリジナルソングを 2 曲作成しました。

「議会チャチャチャ」は、本会議の言葉遣いをそのまま用いながらもキャッチーなフレーズを取り入れ、真面目さとユーモアを兼ね備えています。これにより、自然と議会を意識し

てもらおうことを狙っています。

「みんな主権者」は、主権者教育に資するために町議会として伝えたい思いを歌詞にして、音楽に乗せて伝えることで、学ぶのではなく聞くことで自然に学べるようにしました。

また、「議会チャチャチャ」をBGMにして「町議会議員たちのとある1日」を再現する動画を作成し、「みんな主権者」は歌詞のみを掲載して町公式YouTubeにアップしました。このYouTubeを見た町内の小学生からお手紙をいただき、曲に合わせたイラストカット集の提案があり、そのカット集を基に共同で動画作成を行いました。

この、動画をきっかけに、議員や選挙に大変興味を持ったとのことで、主権者教育の推進の一助となりました。

(寒川町公式動画ライブラリー参照：<https://youtu.be/rqbOzsyIdvw>)

### 3. 議会報告会

平成30年から「身近に」「気軽に」「リアル」をモットーに、ワールドカフェ形式の意見交換会である「オープントークcafé」を実施し、議会報告会に代わる自由な「しゃべり場」を始めました。昨年11月9日には「ユーストークcafe」と称し、議会報告会の新たな手法として政策決定体験カードゲームおよび意見交換会を実施しました。対象を中学生から35歳未満にし、結果として31人が参加し、うち14人が中学生でした。

参加者のアンケート結果から事業の効果を分析したところ、以下のような結果が得られました。

1. 多様な視点の交流：参加者同士の意見交換を通じて、さまざまな視点が交わされました。
2. 議員との直接対話の機会創出：議員と直接対話することにより、参加者は議会や政策についての理解を深めることができました。
3. 政策決定カードゲームの活用：このゲームを通じて、町づくりへの主体的な関与を促進し、町民の声が実際に町づくりに活かされる可能性を実感できました。

### 4. 住民との関係強化

今後は、議会をより身近に感じてもらうために、議員自らが出向くことを考えています。今後開催される町産業まつりへの出店など、内容を充実させていく予定です。

#### 【参考】

「第2回のぞいてみよう！寒川町議会親子探検ツアー」

<https://youtu.be/rqbOzsyIdvw>

「リニューアル：寒川町議会テーマソング みんな主権者」

<https://youtu.be/rqbOzsyIdvw>

# 富山県 舟橋村議会

## (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

### 1 条例制定権の行使

舟橋小学校6年生の児童が、令和4年12月の学習発表会で水辺環境の向上に関する活動を紹介する中で、村や村議会に対する数々の提案を投げかけた。これを発端として議会では、こうした想いを形にするための条例制定に向けた機運が高まった。

その後、議員により条例案の作成が始まり、パブリックコメントを経て、ほぼ1年後の令和5年12月議会において『舟橋村の豊かな水辺環境を守る条例』の制定というかたちで実を結んだ。

この条例は、村内河川やそこに生息する多様な生き物がもたらす自然豊かな環境を後世に引き継いでいくため、水辺環境の保全・改善に努め、将来に向かって村の魅力向上を図ることを目的とするもの。村議会としては、初めての議員提案による条例である。

令和6年2月には、議員が小学校に赴き、条例の制定の報告や内容の紹介を行ったほか、令和7年9月には小学校からの依頼で、議員を講師とした出前授業も行った。

本条例の制定を突破口として議員間の論議が活発化し、条例制定権の積極的な行使、ひいては政策立案機能の向上につながることが期待される。

### 2 行政視察の受け入れと活用

毎年、他県の町村議会をはじめ多くの団体が行政視察に訪れており、令和7年度は、6月から11月までの半年間で、玉村町議会（群馬県）や白鷹町議会産業建設常任委員会（山形県）、羽咋郡町議会議長会（石川県）など、計7団体の視察を受け入れた。

村の人口が増加傾向にあることから、視察のテーマは、子育て支援や若者世代の人口・定住増、さらには地域おこし協力隊などに関するものが多くなっている。

視察の受け入れにあたっては、村の政策の紹介にとどまらず、各々の政策を掘り下げながらお互いに有意義な意見交換の場となるよう努めており、村の組織内だけでの議論では得られない新たな視点での意見を得る貴重な機会となっている。

村議会では、こうした意見を検証し、事業を進める上での改善点などを当局に提案するなど、行政視察を政策立案機能の向上に役立てている。

### 3 先進地視察の実施と活用

村議会では、政策提言を意識した先進地視察を積極的に行っている。

令和7年度は、村が注力しているふるさと納税をテーマに、ふるさと納税先進地である茨城県下妻市を訪問。地域おこしの拠点施設「ビアパークしもつま」内にある農産物加工施設「工房 We mam」では、小規模な建物の中に、総菜や菓子、水産加工、ジェラート、ジャム・タレ、食肉製品の6つの工房を効果的に配し、ふるさと納税返礼品となる商品の開発・製造が行われている。

小規模施設にもかかわらず、多品種の食品加工・開発を行う同施設の取組みは、日本一小さな村である舟橋村にとっても、ふるさと納税活用の可能性を大いに抱かせるものであった。

視察で得られた知見から、本年6月の委員会において、舟橋村の水をボトリング工場で加工して返礼品とする案などを当局に提案し、前向きな検討を引き出すなど、視察を政策形成の成果につなげている。

## (事績2) 住民に開かれた議会

### 1 インターネットによる議会中継等の実施

平成29年から村のホームページで定例会のインターネット中継を実施しているほか、録画映像も定例会別や議員別に閲覧できる仕様としている。

また、議会広報誌に掲載するQRコードから映像にリンクを貼り、紙媒体からも容易に議会を視聴できるよう工夫している。本会議の会議録についても定例会別や議員別にホームページ上に掲載するなど、分かりやすい公開に努めている。

### 2 議会広報誌の充実

#### (1) 親しみやすく個性のある誌面づくり

年4回発行の議会広報誌（全戸配布）は、令和7年9月号で通刊50号を迎えた。

全国町村議会議長会が主催する広報研修会や広報クリニックを積極的に受講し、モダンなレイアウトや難解な行政用語を避けるなど、親しみやすい紙面づくりに取り組んだ結果、令和3年2月に全国コンクール奨励賞の受賞につながった。

毎号、村政のトピックを題材に特集を組んでいるが、特に議長と村長との対談や、議員と各種団体メンバーとの意見交換会は、議会が身近に感じられる記事として人気を

博している。また、村の出来事を紹介するニュースは、編纂する議員自らが各々の感想を織り交ぜながら執筆に携わるなど、責任ある広報を心がけている。

## (2) デジタル技術の活用、住民と議会の双方向性の確保

議会広報誌において、各議員の一般質問のページのQRコードからスマートフォン等を用いて質問動画を視聴できるようにするなど、時と場所を選ばずに議会の様子を少しでも肌で感じてもらえるよう工夫している。

また、住民への情報発信手段としてのみならず、住民から情報を得るツールとして活用できるようになっている。

例えば、

- ① 誌面上のQRコードから電子申請フォームにアクセスし、広報誌に対するアンケート（意見や感想、苦情など）をその場で送ってもらい、広報誌のレベルアップに役立てる
- ② 老若男女を問わず頑張っている住民が主役の「FUN FUN FUNAHASHI!」のコーナーを設け、誌面上のQRコードから、様々な住民の活躍情報を広報素材として提供してもらう

など、デジタル時代を見据えながら、議会と読者との双方向性を重視した誌面づくりに取り組んでいる。

## 3 地元団体との直接対話と要望の実現

開かれた議会への取組みの一環として、地元団体との対話を重視しており、平成6年は、以下の3団体との意見交換を行った。

立山舟橋商工会との意見交換会では、地元農産物を用いた特産品のクッキーが、作り手の高齢化で製造・販売が困難となっている現状が報告されたが、これを受けた議会による働きかけで、地元の業者に事業を承継してもらえることとなった。

舟橋村消防団との意見交換会では、地震や大雨など自然災害時に実際に活動してみても感じた問題点が指摘されたほか、訓練のあり方、消防団員の確保対策などについても提言を受けた。特に「団員の屯所にシャワー室が欲しい」という要望に対して素早く対応し、令和7年度の当初予算に計上されることとなった。

舟橋村社会福祉協議会との意見交換会では、非営利団体としての組織運営の難しさや担い手不足、寄せられる相談の多様化などの社協が抱える実情が報告され、セーフティネットとしての社協のあり方について意見を交わした。

これらの意見交換会はいずれも議会広報の特集ページにて掲載し、各団体の活動に対

する関心が村内に広まるよう促している。

意見交換会で示された要望は、可能な限り実現に向け動くなど、小規模自治体ならではの住民との距離の近さやフットワーク軽さを生かした議会活動を行っている。

## 石川県 中能登町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### ○議会基本条例の制定及び通年議会の導入

中能登町議会では、平成26年3月に議会基本条例を制定し、また、平成28年4月1日から通年の会期制を導入している。

通年の会期制を導入してのメリットは、会議の予見性、いつでも開議、議会の判断による開議、そして、監視機能の強化として、専決処分の抑制がある。専決処分での議案件数を抑えて、議会の議決権を行使し、専決処分の範囲を「町長の専決処分事項の指定に関する条例」と定めた。また、全員協議会や教育民生常任委員会、総務建設常任委員会は毎月1回開催され、中能登町町政の政策に対して、リアルタイムに議論を重ね、かつ常に事業の是非を協議する監視機能の充実を図っている。また、庁舎統合建設特別委員会や行革・活性化特別委員会を設置し、行・財政施策における将来の町づくりへの方向性や中能登町議会自体の資質の向上を図っている。

#### ○タブレット端末の導入

令和3年9月よりタブレット端末を導入し、会議における資料をペーパーレス化することにより、経費削減と議会運営の効率化を図っている。また、LINEWORKSによる各会議の開催通知、日程管理、連絡等も容易となり、議会活動の活性化にも繋がっている。

#### ○音声認識ソフト（AmiVoice）の導入

令和4年2月より音声認識ソフトを導入し、会議録を音声認識により自動でテキスト化することが可能となり作業時間が短縮し、事務の効率化に繋がっている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

中能登町議会基本条例第11条には、議会は、町民に議会の活動を説明し、町民の知る権利を保障し、議会活動に対する町民の評価を容易にするため、少なくとも年1回議会報告会を開催することとなっている。

現在までに、女性協議会や区長会、老人クラブや農業委員会、そして、地域に出向いて、議会活動の報告及び町政とそれに対する議会の対応等を報告し、町民の意見を集約して、今後の議会活動に役立てる展開を行っている。

広報においては、議会広報「とびら」を年4回発刊し、本会議や委員会の協議内容、議員

視察研修の報告や町民の意見等を中能登町内に全戸配布している。

また、議会モニターとの意見交換会を毎年開催し、いただいた意見を議会運営に反映させ、町民にとってわかりやすい議会となるよう取り組んでいる。

教育委員会との共催で、中能登中学校生徒との「子ども議会」を開催し、議会と生徒の懇談会、本会議場での子ども議員による一般質問の開催も実施をしている。

本会議においては、中能登町ケーブルテレビによる中継放送を行い、YouTube によるライブ配信により広く町民に周知をしている。

## 三重県 大紀町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

大紀町議会では、定例会や臨時会の招集日の1週間ほど前に全員協議会を開催し、議会に提案予定の議案等について事前説明を行い、質疑の機会も設けることで理解を深める場となっている。また、重要施策や行財政運営上の問題等がある場合は随時開催し、協議・意見調整を行うことで活発で円滑な議会運営・活動を目指している。

また、当初予算や決算審議の際は、議長を除く全議員を構成とした特別委員会を設置し、主要事業の現場踏査や、詳細な資料を基に行う書類審査により、慎重審議を行っている。

一般質問については、以前は議案審議後の会期末に行っていたが、一般質問は町の所信をただすものであり、予算や条例など町の方向性を決定する議案審議の前に行うべきものであるということ、また議員にとって最も華やかで意義のある発言の場であり、住民からも関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもあることから、会期の始めに行うこととした。

また、大紀町議会では、議員が一般質問や議員活動を行う上で必要となる執行機関が保有している資料について、議員からの申し出に基づき、議長名により執行機関に対し「行財政資料要求申出書」として文書にて依頼を行っている。法的根拠はなく資料の提出は任意であるものの、大紀町発足時より20年以上続いている独自の制度であり、議員活動の質の向上に寄与している。

議員のスキルアップにあたっては、これからの地方分権時代にふさわしい地方議会改革と、議会の一員である議員の意識改革などをめざし、三重県町村議会議長会主催の研修会等に積極的に参加し、議員の資質向上に努めている。また、毎年、先進的な取り組みを行っている自治体などを全議員で視察することにより、議会改革だけでなく様々な分野での先進地事例を調査研究し、議員の知識の向上を図るとともに、議員の政策提言能力の向上に寄与している。

平成27年度からは近隣町議会で構成する連絡協議会を設置し、共通課題等について協議調整や研修会の実施、情報交換等を行っている。

以上の点から、議会本来の役割を認識し、積極的に取り組んでいる。

## (事績2) 住民に開かれた議会

平成17年に大紀町となって以来、本会議はすべてケーブルテレビを介して録画放送を行っている。議会は言論の府であることから、一般質問はすべての部分を、各議案審議においては映像と字幕、ナレーションにより短く分かりやすく編集し、質疑・討論があった部分はすべて放送している。放送時期は、定例会・臨時会があった日からおおむね1か月後である土日の2日間、1日2回の計4回放送している。録画放送の周知は同じくケーブルテレビで行っており、各議員の一般質問の放送時間は何時何分から、といった細かい内容で伝えている。

また、平成17年9月からは生中継も実施しており、リアルタイムでお茶の間からすべての模様を見ることができる。

定例会、臨時会がある場合は、事前に招集日や予定会期、主な議事内容、一般質問者と通告内容などをケーブルテレビ文字放送と大紀町ホームページにおいて周知を行っている。住民が本会議での議員活動にふれる機会として、自宅で生中継を見る、直接議会へ行って傍聴する、後日の録画放送を見る、といった中からそれぞれのニーズに合わせて選ぶことができ、議会がより身近なものに感じられるように努めている。

町が発行している広報誌内に、議会広報として「議会だより」を掲載し、全戸配布している。掲載回数については、年4回の定例会をはじめ、臨時会や議員派遣等があれば随時掲載している。掲載内容については、議案の簡単な内容及び審議結果、一般質問者と質問項目等となっている。

## 奈良県 田原本町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### 1. 議員間討議の実施

議員間討議とは、執行機関の職員を介さずに、議員同士が特定のテーマについて自由に話し合い、論点を整理し、争点を明らかにして、合意形成や政策立案を目指すための議論であり、議決の責任を果たすために町民への説明責任を高め、政策の質を高めることを目的としている。

本町議会においては、平成30年3月に設置された「議会改革特別委員会」の中で、委員会審査での議員間討議の必要性について検討を重ねた結果、令和2年6月に議長に対し、議員間討議導入の要請を行い、同年10月の全員協議会において「田原本町議員間討議実施要綱」に基づく議員間討議を導入することを決定した。

導入後すぐの令和2年第4回定例会において、理事者提案の「田原本町債権管理条例」議案を総務文教委員会に付託、審査を実施するに際して、初めて議員間討議を実施し、理事者を退席させ議員間で活発な討議がなされた。その結果、債権の放棄について慎重に審査する必要があるため、全会一致で継続審査とすることに決定した。次の令和3年第1回定例会において、理事者から議案の撤回がなされ、継続審査で出された意見を踏まえ、放棄できる債権の額に上限を設ける修正を行い、再度条例案が提出され、可決成立した。

初めて実施した議員間討議によって、議会側から問題点の指摘箇所を理事者側が修正するといった動きがあり、「田原本町議員間討議実施要綱」の議員相互の自由な議論の場として議員間討議を実施し、さまざまな観点から論点を整理し議員間の理解を深めるとともに、議会としての説明責任を果たすこと目的が達成されたと考えている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### 1. 「女性議会」の開催

令和3年9月の改選で女性議員が「ゼロ」になった。このため、議会改革特別委員会において、特に女性の意見を町政に反映する必要があるとの認識のもとで、議会基本条例に基づき、議会初となる模擬議会を実施することになった。なお、理事者側も全面協力をされ、議会主催ではなく、町と共催という形をとった。

実施日は令和6年10月21日で、当日は6人の女性が参加し、一般質問形式で女性議員が質問を行い、町長や教育長が答弁を行った。また、議事進行役である議長も参加者からお願ひした。質問内容は、女性ならではの視点で、福祉や教育、子育てなどについて質問をしていただいた。

参加者からは、議会がより身近に感じられた、町長に直接質問することができ良い経験ができた、といった好意的なご意見をいただいた一方で、質問時間が20分しか取れなかったため、質問時間が足りなかったというご意見もあった。

当日は傍聴者も多数お越しいただき、盛況のうちに終えることができ、当初の目的である、町政への関心を高めていただき、暮らしやすいまちづくりの参考とすることにつなげることができたのではないかと考えている。

## 2. 議会情報の発信の充実

議会の情報発信については、従来から定例会ごとに議会だよりの発行及び議会日程や会議録の議会ホームページ上での公表などにより行ってきたところである。

令和3年8月制定の田原本町議会基本条例の「議会情報の公開に努める」との規定により、議会情報の更なる発信を行う必要があるとの認識により、議会改革特別委員会で議論を行ってきた。そこで、2つの新たな取り組みを実施することにした。

一つ目は、本会議のインターネット録画配信の実施である。これは、議場の採決システムの導入や音響システムの更新を令和4年度に実施していたことから、まずはYouTubeによる録画配信から始めることとし、令和6年第2回定例会より一般質問の録画配信を試行的に実施した。視聴回数も増え議会に対する住民の関心もより高まっているとの認識から、令和7年第1回定例会からは全ての本会議において録画配信を本格実施することにした。また、一般質問などの様子は「議会だよりの紙面にQRコードを貼り付けるなどして、より多くの方に視聴していただく取り組みも行っている。

二つ目は、コミュニティFMラジオによる情報発信である。近畿地方初の公設民営ラジオ局「FMまほろば」が令和6年4月に田原本町内に開局し、田原本町の行政情報や防災情報の発信に活用することができることになった。そこで、定例会前月末のタイミングで議会情報を発信することになり、令和6年第3回定例会前の8月30日に初めてFMラジオによる情報発信を始めた。

番組は、田原本町の行政情報番組「とんとんニュース」により、平日午前10時50分から5分間（同日に3回、土日に2回再放送あり）放送されることになっている。

情報発信の内容は、定例会の日程のお知らせのほか、議会をより身近に知っていただくた

めの、議会の仕組みや傍聴の仕方の説明、女性議会や意見交換会といった議会の取り組みの実施、議会だよりやインターネット録画配信のPRなど、ラジオという広報媒体を最大限活用し、さまざまな取り組みの紹介に努めている。

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

#### 1. 意見交換会の開催

令和3年に制定した田原本町議会基本条例に「町民の多様な意見を把握するため、町民と議員が意見交換する機会を設けるよう努めること」との規定があるが、これまで実施に至っていなかった。議会改革特別委員会の議論においても、実施の必要性が高まり、令和7年4月に初めて開催することになった。

意見交換会は2部制で、第1部は①令和7年度当初予算及び主な事業について、②「みんなで紡ぐ幸せのまちをめざして」新たな条例について、③議会の取り組みについて、町政等の報告を行った。第2部では、「政治を身近に感じてもらうには」をメインテーマに、3つのグループに分かれて意見交換を行った。

意見交換では、グループ討議の進行役を議員が努め、グループ発表を参加者の代表にお願いした。グループ討議では、メインテーマについては、若者をはじめ住民の政治参加の促進の仕組みとして、議員と住民の対話やイベントへの積極的な活用により、議員自ら町民に対して情報発信を行ってほしい、などさまざまなアイデアが出た。また、メインテーマ以外にも高齢者や農業、地域共生など町政全般にわたってさまざまなご意見をいただいた。

意見交換でいただいたご意見は、議会として今後の活動に活かしていくとともに、町政に関係するものについては、町長へ提言書という形で取りまとめ、令和7年第3回定例会最終日に町長へ手交した。また、町長から提言書に対する回答も受け取ったところである。

今回初めて意見交換会を実施したが、活発な意見交換がなされ、住民の議会に対する期待の高さが分かった。また、女性議会参加者と同じく、複数名の参加者から町議会議員選挙に立候補された方もいて、議員に当選された方もいた。近年に例のない立候補者数(定数14人に対して19人の立候補者数)になったことは、意見交換会の取り組みが、住民の政治参加意識を高め、結果、議会議員選挙の立候補者数の増加に一定つながったのではないかと考えている。今後も引き続き意見交換会を始め、青少年の主権者教育の充実など、住民の政治参加を促す取り組みを継続して行っていきたい。



# 鳥取県 岩美町議会

## (事績2) 住民に開かれた議会

○町民の意見を取り入れた議員報酬見直しの取り組み

### 1. 議員報酬の見直しについての経過

本町では、令和元年に議会活動の在り方検討特別委員会（以下、在り方委員会という。）を設置し、議会改革に取り組み、町民との意見交換会の開催、町議会のケーブルテレビとYouTubeでの放送の開始、デジタル化に伴うタブレット端末を活用した議会運営など、行政監視以外の取り組みも少しずつ形になってきたところです。魅力ある議会、見える議会、やってみたい議会をめざし議会からの発信も増えていますが、なかなかその実情は理解されるには程遠い現実であります。議員構成（令和7年4月1日現在）も、平均年齢65.3歳、70歳代5人、60歳代5人、50歳代1人、40歳代1人、男性議員10人、女性議員2人と偏りがあり、多様な意見を反映させることができる議員構成とは言えない現状であります。

地方における民主主義、地方自治の根幹たる議員・議会のあり方を考えるうえでも議員構成の偏りを無視することはできません。そして、選挙が無投票となる要因の一つに、現状の議員報酬が、適正ではないのではないかとということも考えなければなりません。

そこで、在り方委員会では、議員のなり手不足が懸念されているなか、議員のなり手を増やすため、議会の役割の発揮や活動の見える化などと併せて議員報酬のあり方、報酬の見直しについて、議会自らが報酬額を算出し、町民との意見交換会を通して、町民意見を反映し、特別職報酬等審議会に諮問する（審議会とも意見交換会を行なう）という県内ではじめての取り組みを進めてきました。

### 2. 議員報酬の見直しについての算定方法

(1) 在り方委員会で議員報酬の見直しを検討するなかで、全国町村議会議長会が提唱する「活動内容を踏まえた原価方式」が最も合理的であるとの結論に至り、これを算出方法として採用することとしました。

(2) 「活動内容を踏まえた原価方式」の算出にあたって、比較の対象は、町長の活動量、給料月額を基準としました。

町長を基準とする根拠は次の①②の通りであります。

①議員と町長は住民の直接選挙で選出される「公選職」であること。

②町長の給料は、「地域の実情」、「物価の動向」、「自治体の財政状況」などが要素となっており、職員の給料を媒介に住民の所得と間接的に連動している。

計算の仕方は、議会活動日数と議員活動日数を町長の活動日数と比較して、その割合に町長の給料月額を乗じて議員報酬を算出します。

\* 議会・議員の活動日数 ÷ 町長の活動日数 × 町長の給料月額 = 議員報酬月額

令和5年度議員・町長の活動日数は次のとおりです。

議員活動日数：106日      町長活動日数 303日

\* の原価方式の計算式に数値を当てはめると、

106日 ÷ 303日 × 824,000円 = 288,264円 ≒ 29万円

原価方式に基づき算出した報酬月額29万円を町民に提示し、意見交換会を行うことを在り方委員会で決定しました。

### 3. 議員報酬の見直しについての町民との意見交換会

議員報酬の見直しについて、町民との意見交換会を令和6年10月から令和7年2月まで地区自治会、小中学校PTA役員会、岩美まちづくりの会などを対象に計6回実施し、全体で95名の方に参加いただき、ご意見等をいただきました。

### 4. 意見交換会を踏まえた議員報酬の見直しについて

町民との意見交換会を踏まえて、議員報酬額の見直しについて以下のとおりまとめ特別職報酬等審議会に諮問しました。

①「現行の報酬額は引き上げるべきだが、一気に29万円に引き上げることは町民の納得を得ることが難しいであろう。」「段階的に引き上げることが適当。」というのが大方の意見であった。これを受け止めて提示した算定額29万円を見直し、引き上げ額として3万円アップの25万9千円を提示する。

②第一段階の引き上げは今期任期中の早い時期(9月議会で議決)をめざす。

③議長の報酬額について、当面は議員の月額報酬額を1とした現行の比率で算定する(下三桁端数切り上げ)。

④副議長、常任委員長(議運委員長含む)の報酬額については、次のように算定する。まず、委員長については政策活動など議会改革を更に推し進めるにあたって議長、副議長はもち

ろんのこと、常任委員会を取りまとめる責務など委員長が中心的な役割を果たすこととなるため役職手当に相当する部分を加算する。（委員長の加算部分については厚生労働省などの公表資料を参考とし民間の係長相当の手当とする。）副議長については委員長とのバランスを考慮し、役職加算する。

○岩美町議会議員報酬

(現 行)			(見直し後)			
役 職	報 酬 額	議員との比率		役 職	報 酬 額	議員との比率
議長	336,000 円	1.47	⇒	<u>議長</u>	381,000 円	1.47
副議長	250,000 円	1.09		<u>副議長</u>	293,000 円	(1.13)
委員長	239,000 円	1.04		<u>委員長</u>	280,000 円	(1.08)
議員	229,000 円	1.00		<u>議員</u>	259,000 円	1.00

5. 報酬額見直しの経過の公表について

議員報酬見直しの経過について町民にお知らせするため、都度つどに議会だよりで公表してきました。

6. 特別職報酬等審議会諮問及び答申と議員報酬額の改定について

町民との意見交換会を踏まえて、議会で再度見直した報酬額を本町の特別職報酬等審議会に諮問しました。審議会の審議概要は以下のとおりです。

- ・令和7年5月27日 第1回開催・審議の進め方、議会より報酬見直しの意見書提出
- ・令和7年6月18日 第2回開催・議会による意見陳述等
- ・令和7年7月11日 第3回開催・議員報酬金額、改定時期等について審議
- ・令和7年7月29日 第4回開催・答申（案）について審議

審議会では、議会が町民の意見を聞いて再算定した報酬額を記載した「議員報酬の見直しの意見書」を提出し、併せて審議会のなかで議会による意見陳述を行いました。

審議会から令和7年8月5日付けで答申が出されました。報酬額及び改定時期については議会の要望どおりの結果でありました。この結果を受けて、令和7年9月定例会で議員報酬にかかる条例を改正し、令和7年10月1日付けで議員報酬月額を改定する運びとなりました。

## 山口県 阿武町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### (1) 行財政改革等特別委員会の設置

議会活動は、議案を審議するだけでなく、請願および陳情の審査や、町民の利益のために行政の基本的施策等について助言や提言を行い、それらについて、正しい方向で実施していくという積極的な姿勢が求められている。

ついでに、常任委員会を設置していない本町議会にあって、その代替として行財政改革等特別委員会を設置し、町民の負託に応える議会の実現を図っている。

#### (2) 議員間の自由討議および勉強会の実施

議員は、議会が言論の場であること、および合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじている。

また、各議員個人での様々な研修や、議会全体でのタブレットの使用法の勉強会等、議員としての質の向上に努めている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### (1) 定例会の公開

町政を身近なものと感じてもらうため、各団体等に議会傍聴の働きかけを行うと共に、町職員に対しても傍聴を勧めている。

また、本会議や行財政改革等特別委員会は原則公開とし、地元ケーブルテレビでの収録、放映を行っている。

#### (2) 町広報紙(議会だより)による広報

定例会ごとに年4回、議員自らが編集作業にあたり、定例会翌月に町広報誌の一部として全世帯に配布している。

この町広報誌では、議会だよりとして、一般質問および行財政改革等特別委員会の審議の概要について、毎回3～4頁程度掲載している。

(3) 町公式ホームページにおける議会ページの開設

開かれた議会を目指して、議会に対するさまざまな情報を公開している。

- ①議員名簿
- ②議会日程
- ③傍聴の案内
- ④一般質問の通告内容
- ⑤議会会議録

**(事績4) 地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会**

議会活性化に関しては、全国の先進町村議会の取組等についての資料を配布しているほか、議会のテレビ放送については、平成29年6月議会から実施している。当初は一般質問のみでの放送であったが、現在は全体をバランスよく放送している。

また、検討課題であったタブレット端末も令和6年度に導入し、議会におけるDX化も進めているところである。

## 香川県 直島町議会

### (事績2) 住民に開かれた議会

町内全戸に配布しているタブレット端末を使用して議会定例会及び臨時会の開催を周知するとともに、ホームページにおいても日程、一般質問、審議内容について掲載し、町民に傍聴を広く呼びかけている。

情報提供手段としては、先述のタブレットによる情報発信、ホームページによる情報発信とともに、昭和51年から議会広報紙として「議会だより なおしま」を年4回、定例会後に発行している。その紙面において審議内容や一般質問のやり取りを掲載するとともに、町内の各種団体や移住者などを紹介する記事を掲載するなど、町民にとって読みやすい内容になるよう工夫している。

また、昭和59年から現在まで毎年1回、地元の中学生の議会体験学習を開催し、全生徒が一般質問を体験し、町政に関心をもってもらえるようにしている。またその際、議長役も中学生が行い、議会運営も体験してもらっている。こうした体験は、現在はまだ議員定数を下回る欠員は発生していないものの、今後心配される議員のなり手不足などの課題に対する対策として非常に有効なものになっているし、将来を担う人材が育ってもらいたいと考えている。

今後も町民に身近で信頼される議会として、特に町において懸案とされる事項についての調査・検討を行いつつ必要な先進地視察等も行いながら、町民とともにより良いまちづくりができるよう取り組んでいきたい。

## 愛媛県 上島町議会

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### (1) 議会意見交換会の開催

議会意見交換会を開催し、町政全般にわたる課題について住民と意見交換を行い、その結果を町政に反映させるため、委員会所管事務調査で取り上げるほか、執行部と情報共有を行っている。

#### (2) 本会議の事前周知

本会議開催前に議会日程について防災アプリ、町ホームページ、町広報紙、ケーブルテレビ（上島町 CATV）で事前周知を行っているほか、議事日程や提出予定議案、一般質問通告書等を町ホームページに掲載している。

#### (3) 町ホームページによる情報発信

町ホームページ内に議会のカテゴリを設け、会議録や議案、議員紹介、議会の構成などの議会情報を公開している。

#### (4) 議会・議員選挙開票中継

平成23年第2回（6月）定例会より、ケーブルテレビ（上島町 CATV）で議会本会議、全員協議会、予算決算委員会を後日録画中継を視聴できるようにしている。  
また、ケーブルテレビで議員選挙の開票中継や結果の公開等を行っている。

#### (5) 町広報紙による情報発信

上島町議会だよりを年に4回発行、本会議及び臨時会における議決結果や一般質問の内容（表題）、委員会報告等を掲載している。

また、町政や議会に関する町民の皆様のご意見やご要望を募集し、「住民の声」と題し掲載している。

#### (6) こども議会の開催

上島町のこどもたちが、議会を直接体験することで行政や町議会の仕組みを学び、議会をより身近なものと感じてもらふことやこどもたちの意見や希望を質問を通じて発表し、町政に反映させる機会とするとともに、地方自治について学ぶ場とすることを目的に教育関係機関や行政部局と連携し、上島町の中学生10人と令和7年8月こども議会を開催した。

### (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

#### (1) 情報発信の充実

防災アプリ、町ホームページ、町広報紙、ケーブルテレビなどを活用して議会の情報を住民に発信しており、ケーブルテレビで議会中継（録画）や選挙の開票中継や結果の公開等を行っている。

#### (2) 議会意見交換会の開催

地域住民と意見交換を行う意見交換会をせとうち交流館や魚島開発センターなど各地区の住民が集まりやすい場所で開催している。

#### (3) なり手不足解消に向けた議員報酬増額に関する議論

なり手不足解消に向けた議員報酬増額に関する議論を進めてきた。議長から町長宛ての議員報酬見直しについての要望書提出や議員定数の見直しを行い、令和7年4月から議員報酬を改定した。

#### (4) 上島町議会ハラスメント防止条例の制定

議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、良好な職場環境を確保することで町政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的に令和7年6月に議員発議で条例を制定した。

#### (5) 研修会・講演会・町行事等への参加

地方議会議員のためのハラスメント研修動画を視聴、町主催のハラスメント研修会、人権同和教育講演会等や町で行われる式典（入学式、卒業式、成人式等）や行事（運動会やマラソン大会等）に参加し、資質の向上や住民との交流に努めている。

#### (6) 教育の場における取組

平成27年公職選挙法の改正により、満18歳以上の者が選挙権を有すること等を背景として、高等学校や専門学校等をはじめとする教育関係機関において主権者教育や政治参加意識の向上に向けた取組がされている。議員も日常の議員活動を通じて未来の有権者に議員の仕事の魅力や地方自治を学ぶ場として、教育関係機関や行政部局と連携し、こども議会を開催した。

## 高知県 北川村議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### 1. 対面方式の質疑応答

北川村議会は、本会議において質問者と答弁者が対面の位置で議論する「対面方式」を長年とっており、質問者は「質問台」、答弁者は「答弁台」から、対面で質問や追及、答弁ができるため、執行部、議員それぞれが臨場感と緊張感をもって質問や議論をすることにより、活発なやり取りができている。

#### 2. 他市町村との交流、連携活動

北川村議会は、安芸郡町村議長会での活動を通して、四国南東部での道路整備について徳島県海部郡の町議会議長会と連携し、隔年で高知・徳島県の知事、県議会議長への要望活動を行っている。加えて、国の各関係省庁、高知・徳島県選出国會議員への要望活動を実施し、県域を越えた他市町村との連携を図り、四国東南部の道路整備について早期の完成に向けた活動を行っている。

#### 3. 視察研修の実施

総務産業建設常任委員会(全議員から構成)では、毎年1回地域づくりや防災など村が取り組んでいる事項等について視察研修を実施している。現地の状況を肌で感じ、実践者の声を直接聴くことで、より実態に即した課題や対策を見出すことを目的としている。今年は、能登半島地震に被災した石川県珠洲市を視察した。被災概要や住民ケアの説明を受け仮設住宅の現場を視察することで、発災後の対応など防災知識の蓄積につながった。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### 1. 議会だよりの発行

議会だよりは年4回発行しており、議長や議員の活動、定例会をはじめとする議会運営の内容を簡潔明瞭に広報している。具体的には、本会議・臨時会議で提出される予算や議案、一般質問のやり取りなどを読みやすくレイアウトするなどの工夫を凝らし、常任委員会の活動などを写真や資料を交え、興味関心の湧くような紙面作りをおこなっている。

## 2. 議会の情報発信

ホームページを活用し、議案審議の予定や結果を公開している。

また、議会開催前には村内一斉放送において、議案内容や一般質問予定などを周知し、議場での傍聴を促すアナウンスを複数回実施している。

そして、議場に大型モニターを2台設置し審議内容を映し出すことで、傍聴席からもリアルタイムに審議内容を把握できる環境づくりをおこなっている。

## (事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

### 1. 議会のデジタル化

北川村では、令和3年度に事務の効率化やペーパーレス化を目的にタブレット端末や会議システム等の導入を行った。

定例会・臨時会での議案書や発議文などの文書をタブレットでダウンロードし、会議を行っている。それに伴い、議員の机上にはタブレットと簡単な筆記用具程度となっており、ペーパーレス化が推進され、印刷経費の削減や書類の準備等の煩雑な面が解消されている。

また、SNSを活用し日々の予定や連絡事項などの情報共有を行い、委員会や研修会の周知にも活用されている。SNS等の様々なツールを利用することで、事務の効率化や議員負担の軽減が図られている。

### 2. 議員報酬の改定

北川村では令和元年5月1日より議員報酬の改定をおこなっており、議長 300,000 円/月 (前 236,000 円/月+27.1%)、副議長 240,000 円/月 (前 191,000 円/月+25.7%)、委員長 230,000 円/月 (前 174,000 円/月+32.2%)、議員 220,000 円/月 (前 163,000 円/月+35.0%) と大幅な増額改定をおこなった。

その結果として、処遇改善が図られ令和5年4月の選挙において、定数より多くの立候補者があり、新人議員2名(50代、60代)を含む8名の議員を選出することができた。

## 熊本県 菊陽町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

#### 1 議員提案による条例制定

##### ○議会基本条例・政務活動費の交付に関する条例の制定及び政治倫理条例の全部改正

平成23年6月に議会活性化に関する調査研究に要するため、全議員で構成された、議会活性化特別委員会が設置された。議会活性化特別委員会では議会基本条例・政治倫理条例・政務活動費に関する調査研究を行い、議会基本条例の制定は平成27年3月定例会で可決、平成27年4月1日に施行され、政務活動費の交付に関する条例の制定は平成26年12月定例会で可決、平成27年4月1日に施行され、政治倫理条例の全部改正は平成24年3月定例会で可決、平成24年4月1日に施行された。

議会活性化特別委員会は以上3つの大きな改革に当たり、先進地自治体の8団体に視察し、研究大会に参加するなどして助言指導を受けてきた。また、当町の区長会等と意見交換を行い、3つの条例等について住民の理解を得られるように説明を行い、住民からの声を聴き条例に反映させ、条例の制定等を行った

#### 2 議員による予算の修正動議

菊陽町では平成21年度一般会計当初予算及び令和2年度一般会計補正予算において、議員によって修正動議がなされた。平成21年度一般会計当初予算では、予算内の学校建設費の設計委託料・地質調査委託料を削除し、新たに調査のための委託料を計上するものであった。理由としては、町内小学校の建て替えにあたり、現状の設計案では負の遺産となってしまうため、設計をもう一度やりなおすための修正動議であり、修正案は可決された。また、令和2年度一般会計補正予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち63%をマイバックと除菌を全世帯に配布に使うことより、他にすべきことがあるため、それに係る金額を減額した修正動議がなされた。結果的に修正動議は否決となったものの、以上を踏まえると、当議会は議会の監視機能を十分に発揮し、監視機能の強化に努めている。

### (事績2) 住民に開かれた議会

#### ・子ども議会の取組

平成23年度から、町内の2つの中学校の生徒を対象に夏休み時期に開催。子どもたちに

町政への関心を高め、議会の仕組みを理解し、政治を身近に感じてもらうことを目的として、地域や町の課題について、実際に子どもたちが議場の中で提案や質疑をすることで、町づくりの主体としての意識の醸成に取り組む。

町内の2つの中学校から選出された生徒10数名程が議員となり、実際の町議会と同様に一般質問を行い、その質問に対して執行部が答弁を行う。

令和4年度の子ども議会では、子ども議員から「ジェンダーレスに向けた取り組みとして、中学校の制服を見直してほしい」という要望が出されたことをきっかけに、検討委員会が立ち上がり、保護者や生徒の意見を参考に、性別に関係なく自由に選べるジェンダーレス制服が令和6年4月より導入された。

また全国的な動きに先駆けて、当町では令和7年4月から給食費の無償化が実現したが、こちらも子ども議会での一般質問が発端となっている。

令和7年8月に実施した子ども議会では、半導体企業立地やアーバンスポーツ施設建設に伴う変化が著しい当町の諸課題をめぐって、中学生からの鋭い質問や提案がされた。

#### ・議会と親子とが語る会

将来のまちづくりの主体者となる子どもたちに、町の政策や町議会、議員の活動を身近なものとして関心を持ってもらうという目的から、議員の発案により発足。

令和6年度から、町内の小中学生とその保護者を対象に、議員と直接顔を合わせて話をする機会として、「議会と親子とが語る会」を実施している。

テーマは、参加者が普段から疑問に思っていること、議員に聞いてみたいことなど、限定せず幅広く募集。最初は緊張の面持ちで座っていた参加者も、自己紹介のアイスブレイクや議員の巧みな進行で、次第に会も盛り上がりを見せ、参加者からは、日頃直接に関わることが少ない議員と、ざっくばらんな雰囲気でも語り合うことができ、貴重な機会だったとの声が聞かれた。今後も継続的に開催していく予定である。

#### ・議会だより

議会だよりは、議員6人による広報調査特別委員会により、5月、8月、11月、2月の年4回「議会だより きくよう」を発行している。

一般質問については、質問議員一人につき丸々1ページを割り、各常任委員会の活動内容や、各議員の賛否状況、議長の活動記録等を掲載している。

また、令和7年度にはLINEアプリを用いて、議会だよりに関するアンケートを実施し、町民から幅広く意見を募集した。地域の課題や町の将来ビジョンをわかりやすく伝え、町と町民の声をつなぐ架け橋となる議会だよりを目指して活動している。

## (事績 4) 地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会

### 議会活性化の取り組み

事績 1 で述べた通り、議会活性化特別委員会が H23 年度に設置された。当該委員会では事績 1 の議会基本条例により、菊陽町の議会としてあるべき姿を条文化し、一般質問を一问一答方式とし、会派規程を盛り込み、議員間の自由討議による合意形成を条文化するなど議会を活性化させるためにこの基本条例を制定した。

事績 1 の政務活動費に関する条例では、当時、導入をしている町村はあまりない中で、導入している先進地自治体を視察し、当議会が政務活動費を使用できるようにし、議会が活性化するように議論を重ねた。また、政務活動費はお金の問題となることから、住民から理解を得られるように積極的に区長会等と意見交換を行ない、理解を得ることで、条例の制定を行った。

条例の制定以外にも議案に対する議員の賛否公表・議員の資質向上のための研修（外部講師を招き研修）・議会事務局体制強化の要望など H23 年度から H26 年度までで活性化に係る活動を行ってきた。

H27 年度は改選があり、議会活性化特別委員会が設置されたものの、熊本地震の影響により中々活動ができなかったが、その中でも、議会基本条例を制定した後の課題等を検討してきた。

令和 6 年 12 月定例会で、当町を取り巻く環境が劇的な変化の時期を迎える中、さらなる町民の負託に応えられる議会活動、議員活動の実現を目指し、議会を活性化することを目的として、議長除く 17 名の委員で構成する議会改革推進特別委員会を設置し、DX 推進チーム、議会 PR チーム、条例検討チーム、意見交換チーム、以上 4 つのプロジェクトチームに分かれ、現在議会活性化に向けた取り組み、検討を行っている。

## 沖縄県 南風原町議会

### (事績 2) 住民に開かれた議会

地方分権の新しい時代に入り、地方自治体はその独自性と創意工夫をもって運営するためには、議会の運営をより活性化する必要がある、従来の慣例や慣習など広く見直す必要がある。そのため議会運営委員会などで機会あるごとに検討を重ねてきた。

こうした経緯を踏まえ、町民に身近な議会として、「開かれた議会」を目指した議会改革を実践してきた。

#### 1. 議会報告会・意見交換会の開催

平成 24 年から毎年開催している議会報告会は令和 7 年で 14 回目となった。議会報告会は会場を各地区の公民館や町の中央公民館、町の祭りの会場、商業施設など様々な場所で行ってきたが、令和 7 年はより議会を身近に感じてもらうため、初の議場での開催を行った。また本会議同様、議会報告会の様子をインターネットで配信し、会場に足を運ぶのが難しい方も見るができるようにした。議会報告会終了後も録画データを本会議同様に配信している。

議会報告会終了後は意見交換会を開催した。こちらも初の試みとして意見交換会を 2 つの常任委委員会に分かれて実施し、事前に設定した 4 つのテーマ（「防災」「福祉サービス」「公共施設」「給食」）に沿って意見交換を行った。例年よりも多くの意見が交わされ、充実した意見交換会となった。

終了後の参加者アンケートでも「町民の意見が町を変えたと感じた」「昨年も参加したが振り返りを行い成果や課題を共有して、より良いものを作ろうと努力していると感じた」など好意的な意見を多数いただいた。

そして議会報告会や意見交換会でいただいた意見は、町長に要望書を提出し、要望に対する回答書をいただいている。その内容を議会だよりやホームページ等で周知することで、町政への反映を行ったことを周知している。

意見交換会は随時受付も行っており、町認可保育園園長会は令和 5 年、6 年と 2 年連続で行っており、各議員がいただいた意見を一般質問で取り上げるなどして議員活動に生かしている。

#### 2. 町内学校の議場見学の受け入れ

令和5年より、主権者教育の一環として町内小学校の議場見学を受け入れている。議員が議会の役割などを説明しながら議場や会議室を案内し、議席にも座ってもらっている。そして議場運営システムを利用し、カメラで議場内ディスプレイに映したり、マイクを使用して本番さながらの状況で、議長や議員との質疑応答を行っている。

令和5年は町内小学校1カ所だったが、令和7年は町内小学校2カ所の受け入れを行い、中学校1カ所も受け入れを予定している。事後の感想でも「議員席に座ってワクワクして嬉しかった」「議員も選挙で選ばれていることがわかった」「議員さんになりたいと思った」など好評をいただいている。

### 3. 議会だよりへの取り組み

はえばる議会だよりは祖国復帰前の昭和41年12月創刊で、令和7年8月には230号となり県内でも歴史ある広報誌である。「町民の声」欄や表紙写真・題字の公募等、町民が議会や行政に興味を持つよう取り組んできた。

令和5年には、さらに議会だよりの充実を図るため、議会広報常任委員会は全国町村議会議長会が主催する広報研修会に参加した。その中で学んだことの一つを活かし、ターゲットの設定を意識した議会だより作りを、令和6年5月発刊の225号より始めた。

具体的には令和6年発行の各号において「中高生」「高齢者」「女性」「外国にルーツのある方」をそれぞれターゲットにし議会だよりの作成を行っている。ターゲットに合わせた表紙写真の選定や、町民インタビューや記事の掲載などを行った。これは令和7年も継続して行っている。

また、議員自ら行う町民インタビューの掲載も225号より始めており、より町民に根ざした議会だよりを目指している。

一般質問は、質問者各人が700字以内に要約し委員が添削を行う等、広報委員ではない議員も責任ある広報誌作りに努めている。

研修会参加や調査・研究を重ねたことで平成26年2月に、沖縄県町村議会広報コンクールで「はえばる議会だより183号」が沖縄県30町村の最優秀賞に初めて輝いた。令和7年2月には全国町村議会議長会主催の広報コンクールにおいて、「はえばる議会だより225号」が表紙デザイン賞の金賞を受賞した。

### 4. その他「開かれた議会」を目指した取り組み

・議会中継を平成10年より庁舎内において開始した。その後平成25年より議会中継システムを配置し、インターネットによる映像配信（生中継および録画配信）を開始した。ま

- た、令和5年より生中継には字幕をつけており、より利便性を向上させている。
- ・平成19年に委員会条例を改正し、委員会の傍聴を委員長の許可制から原則公開とした。
  - ・「開かれた議会」に広報の充実は不可欠との認識から、平成20年8月から議会広報特別委員会を常任委員会に格上げした。平成25年4月から委員会所管に「広聴」も導入し、住民との双方向の情報共有に努めている。
  - ・議会の日程や一般質問の内容を事前にホームページに掲載している。また区長会でも日程等を記載した議会だより臨時号や一般質問通告書等を配布し、事前告知に努めている。
  - ・平成21年から賛否が分かれた議案等の賛否を議会だよりに掲載している。さらに平成25年からは町ホームページにも公表している。
  - ・傍聴者への議案の写し等の貸出を平成26年より開始した。議員配布分と同様の議案関係書類（個人情報等は除外したもの）を傍聴者へ貸し出すことで、審議内容の理解に役立っている。
  - ・平成27年2月全国町村議会議長会より「開かれた議会」の取り組みを評価され、町村議会特別表彰を受賞した。

#### **(事績4) 地方議会・地域活性化のため特別な取組をした議会**

議会活性化調査特別委員会による活動

「開かれた議会」を目指し、南風原町議会基本条例は平成25年12月定例会で可決された。その後2回の改選を経て、今一度この条例の目的が達成されているか検討を行うため、令和5年6月に議会活性化調査特別委員会を立ち上げ検証を行った。

議会基本条例の全ての条文について、全議員で評価・検証を行った。1つ目に「運用は適切か」という設問に対し「これまでどおり取り組む」「さらなる取り組みが必要」「改善が必要」「その他」の4段階で評価し、「②改正の必要はあるか」という設問に対し「改正の必要はない」「更なる検討が必要」「改正が必要」「その他」の4段階で評価を行った。

その結果、全28条のうち各条文で、「適正に運用されている」と評価されたのは7条の条文であった。そして「さらなる取り組みが必要」と評価された条文が21条の条文であった。「改正が必要」とされた条文はなかった。

また「その他」として新たな章と条文が追加された。内容は「災害時の対応」で大規模災害等の緊急事態に議会が行う対応を新たに規定している。

この議会活性化調査特別委員会では議会基本条例の検証と並行して、ペーパーレス化の

推進のためタブレットの導入作業も行った。その結果、令和6年12月定例会よりタブレットを使用した定例会を開始し、令和7年3月定例会より議案等の紙での配付をやめ、タブレットでの本会議と各委員会の運営を行っている。

また、その後も議会活性化調査特別委員会において議員の研修の充実などの検討を行っている。